コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正 式 名 称	略 称
銀行法	法
銀行法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 49 号）	改正法
銀行法施行規則	施行規則
個人情報の保護に関する法律	個人情報保護法
資金決済に関する法律	資金決済法
銀行法等に関する留意事項について（銀行法等ガイドライン）	ガイドライン
電子決済等代行業者の登録申請時の留意事項等	留意事項等

● 銀行法（電子決済等代行業）関係

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	●電子決済等代行業該当性（法第2条第 17 項、施行規則第1条の3の3）	
	▼法第2条第 17 項	
1	電子決済等代行業に該当するか否かについては、一般的な「事業」の概念（一定の目的をもって、反復継続的に行われる行為）を前提として適切に判断する必要があるという理解で良いでしょうか。	法第2条第 17 項柱書において「営業」と規定していますので、営業に該当するかにより判断する必要があるものと考えられます。
2	法第2条第 17 項における「電子情報処理組織を使用する方法」とは、たとえば、インターネットによるデータ伝送やメール等を使用する方法などを指すものであり、磁気テープやMO等の記憶媒体を使用する方法は、「電子情報処理組織を使用する方法」には該当しないとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
3	施行規則第1条の3の3第4号（および同条が引用している法第2条第 17 項）は、「銀行」の「預金」について「為替取引を指図」したり「情報を提供」する場合が電子決済等代行業に該当すると記載されている。つまり、「銀行」の定義に該当しない事業者が保有する顧客の情報や、「銀行」に該当する場合であっても「預金」に該当しない情報（貸金や金融商品の取引情報、ポイントなど）について、なんらかの「取引を指図」や「情報を提供」する事業は、電子決済等代行業に該当しないとの理解で良いか。	ご指摘の事業の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、法第2条第 17 項各号に該当しない、又は該当するものの施行規則第1条の3の3各号に該当する場合には、電子決済等代行業に該当しません。
4	外国銀行（法第 47 条に基づく外国銀行支店の免許を有するものを除きます。）に預金口座を開設している場合は、そもそも電子決済等代行業に該当しないという理解でよいでしょうか。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、銀行法上の銀行（外国銀行支店を含みます。以下、同じ。）に開設する口座に関して事業者が同法第2条第 17 項各号に掲げる行為を行う場合には、施行規則第1条の3の3に該当しない限り、電子決済等代行業に該当するものと考えられます。一方で、預金者が銀行法上の銀行以外の銀行に開設する口座のみに関して事業者が同法第2条第 17 項各号に掲げる行為を行う場合には、電子決済等代行業には該当しないものと考えられます。
5	日本国外において電子決済等代行業に該当する業務を行っており、かつ、日本国内の顧客に対する業務を行っていない事業者については、改正法に基づく電子決済等代行業者としての登録等は不要という理解で良いでしょうか。	
6	顧客の委託を受けて他行に開設した子会社の預金口座や支店の預金口座の残高を確認する行為を営業として行う場合（参照系 CMS）は法第2条第 17 項第2号に規定される電子決済等代行業であり、親会社である顧客の委託を受けて子会社が他行に開設した預金口座の残高を顧客が自行に開設した口座に送金するよう他行に指図する行為を営業として行う場合（更新系 CMS）は同項第1号に規定される電子決済等代行業であるという理解で良いか。	電子決済等代行業該当性については、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、一般論としては、ご指摘の場合は、電子決済等代行業に該当するものと考えられます。

7	SPC 等より管理業務の委託を受けている場合で、専ら銀行のインターネットバンキングを利用し、委託者よりパスワード等の開示を受けた上で、1）当該委託者の保有する口座より資金の移動・振込を行う行為、2）当該委託者の口座に係る情報を取得し、これを委託者に提供する行為はいずれも電子決済等代行業に該当しないことを明確化していただきたい。	電子決済等代行業該当性については、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、一般論としては、ご指摘の委託者の保有する口座に関して法第2条第 17 項各号に該当する行為を行う場合には、電子決済等代行業に該当するものであり、SPC 等より管理業務の委託を受けていることによって当該判断が変わるものではありません。
8	「当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことの当該銀行に対する指図」には、為替取引を目的とした振込人登録や振込限度額変更、為替取引の反対取引又は取消を目的とした組戻しの指図等の幅広い概念を含むとの理解でよいか。また、これらを含む場合には条文上不明確であると考えられるため、電子決済等代行業者の登録申請時の留意事項等として明らかにして頂きたい。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、一般論としては、振込人登録や振込限度額変更のみを行う場合には、電子決済等代行業の登録を求めるものではありません。為替取引の反対取引又は取消を目的とした組戻しの指図については、当該反対取引等における出金元の口座の預金者の委託を受けて銀行に対し指図を行う場合には、当該指図は、「当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことの当該銀行に対する指図」に該当するものと考えられます。
9	法第2条第 17 項第 1 号の、為替取引の指図の伝達業務については、当該為替取引の結果として金銭を受領する受取人（例えば、携帯電話会社が、契約者に通信サービスを提供し、その対価として電話料金を為替取引により受領する場合）やその代理人的地位にあるいわゆる収納代行会社は、預金者から見ると、当該為替取引により代金が決済される商品や役務提供に関する取引の相手方であって、預金者が何らかの業務を委託している委託先とはいいがたく、API 接続やスクレイピングにより指図代行業務をすでに提供している Fintech 企業と異なり、預金者自身にもこれらの受取人側主体に何らかの委託をしているとの認識は希薄と思われます。 このような受取人側の主体についても、為替取引の過程において、少なくとも指図の伝達については預金者から包括的に何らかの委託（例えば、定期的な口座振替を開始する際の、預金者から受取人又は受取人が業務を委託している収納代行会社への口座振替の申込み）があり、当該受取人側主体が、当該委託の内容に従って、金融機関に対し当該預金者の預金口座からの引き落としの指図を、電子情報処理組織を使用して伝達すれば、電子決済等代行業に該当するとの理解でよろしいでしょうか。 法第2条第 17 項第 1 号の規定上は、上記のような受取人側主体も排除されていないように読めますが、今回の改正は、金融機関や受取人（及びこれらの代理人的地位にある者）のいずれでもない、預金者側に立っている Fintech 企業を主に想定したものとの理解ですので、適用関係につきご教示いただきたい。 また、上記の理解で差し支えない場合、これ	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、電子決済等代行業該当性については、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられます。なお、一般論としては、法第2条第 17 項第1号の規定に該当する場合には、施行規則第1条の3の3に該当しない限り、電子決済等代行業に該当するものであり、ご指摘のような代金回収の委託を受けている等の事情により判断が変わるものではありません。

	を前提に、施行規則第１条の３の３の第３号や第４号で、登録除外となる業務の類型が規定されている（もし受取人側主体が法第２条第 17 項第１号の対象にそもそも含まれないのであれば、第４号は不要とも考えられるが、そのようには解釈しない）との理解でよろしいでしょうか。	
10	法第２条第 17 項における「預金者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）」について、たとえば、預金者と事業者が口座引き落としに関する契約を締結し、収納代行業者は当該事業者を代理して収納代行を行っていることが一般的であるが、収納代行業者が顧客の銀行口座からお金を引き去ることに関しては、当該顧客からの指示に基づくことによるものであり、このようなものを指して「預金者の委託」に該当するとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
11	法第２条第 17 項第１号における「電子決済等代行業」を行う者は、銀行に預金口座を開設している預金者の委託を受けて、当該口座を開設した銀行に対して「指図」をする事業者とされている。 この点、例えば、収納代行業者が、①預金者の口座から自身の名義の預金口座に資金を移動させた後に（この時点で預金者の債務は消滅）、②収納代行業者の委託元である他の事業者（預金者の債権者）に当該資金を移動させる行為について、②は「電子決済等代行業」に該当しないが、①が「電子決済等代行業」に該当するため、結果として当該収納代行業者の行っている行為は「電子決済等代行業」に該当するという理解でよいか。 なお、平成 29 年４月 28 日の財務金融委員会において、政府参考人から「電子決済等代行業者は、その定義上、利用者の金銭を預かることが想定されていない」との答弁がなされているが、これは「電子決済等代行業者が利用者の金銭を預かることを排除する」、あるいは「利用者の金銭を預かる者は電子決済等代行業者に該当しない」ということまで意味するものではないという理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
12	預金者から事業者に対して行われる、預金口座に係る資金を移動させる為替取引を行うこと等の指図が「電子情報処理組織を使用する方法」によるものでない場合でも、事業者から銀行に対する指図の伝達が「電子情報処理組織を使用する方法」によって行われる場合には、当該事業者の行為は、電子決済等代行業に該当するとの理解でよいか。 なお、法第２条第 17 項第１号においては、「電子情報処理組織を使用する方法」は、「銀行に	「銀行に預金の口座を開設している預金者の委託」が「電子情報処理組織を使用する方法」によるものでない場合であっても、預金口座に係る資金を移動させる為替取引を行うこと等の個々の指図を銀行に伝達する事業者が、当該指図を「電子情報処理組織を使用する方法」によって受け、かつ、当該事業者から銀行に対する個々の指図の伝達が「電子情報処理組織を使用する方法」によって行われる場合には、当該事業者の行為は電子決済等代行業に該当します。

	対する指図の伝達」を行う事業者に対する指図の伝達にもかかっているように見受けられる。	
13	当社は、決済代行事業者として、主に非対面の手段（インターネットが主）により消費者に対し商品・サービスを提供する事業者（例：EC ショップの運営者）に対し、クレジットカード決済、コンビニ決済、Pay-easy やネットバンク決済を始めとする銀行決済、その他の決済手段を個別又は包括的に提供するサービス（以下「当社決済サービス」という。）を加盟店（当社決済サービスの利用のために当社と当社所定の契約を締結した事業者）に対し提供している。 通常、当社が決済手段を提供する場合の決済指図の流れは以下記載のフロー1の通りであり、この場合当社は、法第2条第 17 項第1号に該当し、電子決済等代行業者として、今回の改正法に従い、「登録」を行う義務があると理解している。 （フロー1） ① 預金者が、加盟店で商品等を購入して決済する際に、銀行決済（仮に Pay-easy 決済とする。）を選択。 ↓ ② 加盟店が当該指図の内容を当社に伝達。 ↓ ③ 当社が指図を受領し、当該指図の内容を銀行に伝達。 ※ 当社は、預金者→加盟店→当社…という、二以上の段階にわたる委託を受けている。 一方で、ビジネスの態様として、当社が pay-easy やネットバンク決済を始めとする銀行決済の仕組みを他の決済代行会社に卸売販売（ライセンス）し、当該卸売先である他の決済代行会社（以下、「決済代行会社 Z」とする。）が、当該決済代行会社 Z のサービスとして、決済代行会社 Z の契約先の事業者（例：EC ショップの運営者）に対し、銀行決済を提供している場合がある。 ※ 以下、当該決済代行会社Ｚの契約先の事業者を、「決済代行会社 Z の加盟店」という。 ※ この場合において、当社と決済代行会社 Z の加盟店とは契約関係は無い。当社は、決済代行会社Ｚとのみ、契約関係がある。 この場合における決済指図の流れは以下記載のフロー2の通りであるところ、最終的に銀行に対し、当該指図の内容を伝達するのは、前述のフロー1と同様に当社である。したがって、こ	電子決済等代行業該当性については、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられます。なお、一般論としては、銀行との間で法第2条第 17 項第1号に掲げる行為を行う者が電子決済等代行業者となるものと考えられ、フロー1及びフロー2ではご指摘の「当社」が電子決済等代行業者に該当し、フロー2ではご指摘の「決済代行会社 Z」は電子決済等代行業者に該当しないものと考えられます。

	の場合の決済代行会社 Z は、法第2条第 17 項第1号の「これを当該銀行に対して伝達すること」という行為を行っていないことから、電子決済等代行業を行っているとは認められず、改正法において求められる「登録」の義務が無いと理解して相違ないか。（一方、当社はフロー1の際と同様に、登録の義務があるという理解。） （フロー2） ① 消費者（EC ショップで商品等を購入する者）が、決済代行会社Zの加盟店における決済時に、銀行決済（仮に Pay-easy 決済とする。）を選択。 ↓ ② 決済代行会社 Z の加盟店が当該指図の内容を「決済代行会社 Z」に伝達。 ↓ ③ 決済代行会社 Z が、当社に対して、当該指図の内容を伝達。 ↓ ④ 当社が指図を受領し、当該指図の内容を銀行に伝達。 ※ 当社は、消費者→決済代行会社Zの加盟店→決済代行会社 Z→当社…という、二以上の段階にわたる委託を受けている。 以上につき、貴庁のご見解を伺いたい。	
14	当社は、決済代行業者として、クレジットカード決済、コンビニ決済、pay-easy やネットバンク決済を始めとする銀行決済、その他の決済手段を、主に非対面の手段（インターネットが主）により消費者に対し商品等を販売するEC事業者（加盟店）に対し提供している。 今般の改正法により、pay-easy やネットバンク決済が「電子決済代行業」に該当すると承知しており、確認させていただくものである。 通常、当社は加盟店に対して決済代行業者として、決済手段を提供しているが、pay-easy やネットバンク決済については、その業務（機能）を他の決済代行業者に業務委託しており、この場合の契約のつながりは以下の通りである。 ① 加盟店と当社が加盟店契約 ② 当社と他の決済代行業者が決済代行業務の業務委託契約 ③ 他の決済代行業者と銀行が直接接続（契約） この場合、電子決済等代行業者には、「他の決済代行業者」が該当すると考えるが、その認識で間違いないか。	電子決済等代行業該当性については、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、一般論としては、銀行との間で法第2条第17 項第1号に掲げる行為を行う者が電子決済等代行業者となると考えられます。
15	「電子決済等代行業」に該当しうるのは、最終	電子決済等代行業該当性については、個別事例

	的に「銀行に対する指図の伝達」を行う事業者のみであり、たとえば、当該事業者が銀行に対して指図を行う際に使用するデータの作成に携わっただけの事業者は該当しないとの理解でよいか。	ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、一般論としては、銀行に対して指図を行う際に使用するデータ作成のみに携わり、銀行との間で法第2条第 17 項第1号に掲げる行為を行っていないのであれば、当該データ作成行為は電子決済等代行業には該当しないと考えられます。
16	収納代行業者として即時口座振替にて決済を行うサービスを提供する業者は、銀行と当該業者との間に別な事業者が入って決済指図に係る情報を伝達する場合がある。このような場合に、当該別の事業者が情報を単純に伝達するだけのいわば導管というべき場合において、直接銀行への指示を行っていない収納代行業者が1号事業者に該当するか。	電子決済等代行業該当性については、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられます。なお、ご指摘の「当該別の事業者が情報を単純に伝達するだけのいわば導管というべき場合」の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、仮に当該別の事業者が例えば通信サービスを受託するにすぎない電話会社やインターネットプロバイダー、電子決済等代行業者に API を提供するシステムベンダー、電子決済等代行業者が伝達する電文を各銀行の仕様に変換するサービス提供者であれば、一般論としては、当該別の事業者を通じて銀行に決済指図の伝達を行っている事業者は電子決済等代行業者に該当するものと考えられます。
17	当社は、電気通信事業法に基づく電気通信事業者として、金融機関および収納企業に対して、口座振替要求オンラインデータの中継サービス（概要は別紙のとおり。）を提供している。当社の役割は、金融機関と収納企業との間の口座振替において電文中継サービスを提供するものであり、また中継電文には「パスワード」も含まれない。今般の改正法の趣旨が、（1）フィンテック企業に対して顧客パスワードを提供することによる情報セキュリティ懸念を解消することや、（2）金融機関とフィンテック企業との間の契約関係の不存在等による法的位置づけの不安定さの解消等にあることからすれば、当社は収納企業との間に契約関係が存在し、また為替取引に関する伝達行為を行ってはいるものの、当社の事業は「電子決済等代行業」に該当しないと考えるのが相当と認識しているが、この点を明らかにしていただきたい。 （別紙）サービス概要 （1） 従来、収納企業から金融機関に対する口座振替要求は、一括バッチ処理のみであったところを、オンラインによる1件ごとの要求を可能とすることにより、即時的な口座振替を可能とするサービスであり、金融機関との提携により、収納企業に対して提供するサービスである。 （2） 金融機関、収納企業および利用者（収納企業との間で取引関係のある顧客であり、収納企業に対して、口座振替の方法で支払いを行う者をいう。以下同じ。）の三者間で口座振替契約が締結されている。また、金融機関と	電子決済等代行業該当性については、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、一般論としては、まず、銀行又は預金者のどちらの委託を受けているのかを判断し、預金者の委託を受けていると評価される場合には、法第2条第 17 項各号に該当し、かつ、施行規則第1条の3の3各号に該当しないときに、電子決済等代行業に該当するものと考えられます。

	収納企業との間では、即時振替サービスにかかる基本契約として、サービス利用契約が締結されていると認識している。 （3） 当社は、金融機関および収納企業との間で、それぞれ「接続基本契約書」を締結し、当該契約に基づき、口座振替要求オンラインデータの中継サービスおよびそれに付帯するサービスを提供している。 （4） 口座振替契約上、収納企業が指図人、金融機関が被指図人となる。 （5） 収納企業・利用者間の主たる為替取引は、利用者の金融機関預金口座から、収納企業の金融機関預金口座に対して口座振替の方法により資金移動を行うものであるが、反対に、収納企業の金融機関預金口座から利用者の金融機関預金口座に対して振込を行うこともある。 （6） 収納企業は上記（5）にあたって、決済電文を生成し、データを当社オンラインセンターに送信する。当社は、収納企業から送信された電文を各金融機関の手順に変換し、口座振替マスターにより利用者該当性を確認した上で、各金融機関に口座振替要求オンラインデータを送信する。 （7） 金融機関は、利用者の預金口座に残高がある場合には即時に口座振替を実施する。（振込の場合には、収納企業口座から利用者の口座に即時に振込を実施する。） （8） 上記（6）において収納企業・当社・金融機関の間で送受信される情報には、収納企業および利用者が金融機関からのサービス提供を受けるために使用するパスワードは含まれない。	
18	当社は、決済代行事業者として、主に非対面の手段（インターネットが主）により消費者に対し商品・サービスを提供する事業者（例：EC ショップの運営者）に対し、クレジットカード決済、コンビニ決済、Pay-easy やネットバンク決済を始めとする銀行決済、その他の決済手段を個別又は包括的に提供するサービス（以下、「当社決済サービス」という。）を提供している。 法第2条第 17 項第1号において、電子決済等代行業について、「銀行に預金の口座を開設している預金者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことの当該銀行に対する指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達（当該指図の内容のみの伝達にあっては、内閣府令で定める方法によるものに限る。）を受け、これを当該銀行に対して伝達すること。」と定義さ	貴見のとおりと考えられます。

	れている。 この点当社は、決済代行事業者として、日本マルチペイメントネットワーク推進協議会及び日本マルチペイメントネットワーク運営機構が提供する Pay-easy サービス（以下、「ペイジー」という。）を当社決済サービスの利用のために当社と当社所定の契約を締結した事業者（以下、「加盟店」という。）に対し提供している。 そしてペイジーにおいては、①「オンライン方式」 ②「情報リンク方式」 ③「一括伝送方式」 ④「ダイレクト方式」の 4 つの方式が存在している。 ペイジーにおいては、法第2条第 17 項第2号にいう、「当該銀行から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者等に提供すること（他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。）」という態様が無いことから、同号に該当しないと思料している。 一方で、ペイジーの4方式のうち、②「情報リンク方式」においては、預金者からの指図（委託）により、当社は、ネットワーク（電子情報処理組織）を介して、銀行に対する指図の内容の伝達が発生すると思料しており、当社が行う預金者からの指図の受領及び銀行への伝達は、電子決済等代行業に該当すると理解している。 なお、当社が行う行為は指図の内容の伝達のみであると思料するところ、法第2条第 17 項第2号においては、指図の内容の伝達のみである場合には、内閣府令で定める方法によるものに限るとされている。上記の詳細は、施行規則第1条の3の4において、「預金者の使用に係る電子機器の映像面に当該預金者が同号の銀行に開設している口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことについて当該銀行に対する指図を行うための画像を表示させることを目的として、当該為替取引の相手方及び金額に係る情報を当該銀行に対して伝達する方法とする。」と定められている。 そして当社は、加盟店を通じて、預金者（加盟店が販売する商品・サービス等を購入する一般消費者であって、銀行に対する資金を移動させる為替取引の指図の伝達を電子決済等代行業者に委託する者をいう。）が操作するパソコン等の機器のディスプレイに対し、銀行選択の画面等を表示させ、その後の預金者による、銀行側が提供するウェブサイトに遷移して実施される認証行為等を経て、銀行に対し、預金者からの指図の内容を伝達している。 以上から、当社がペイジーの②「情報リンク方式」を加盟店に提供し、もって預金者による決済指図を可能とする行為は、電子決済等代行業に	

	該当するものと思料しているが、その理解でよいか。	
19	日本マルチペイメントネットワーク推進協議会及び日本マルチペイメントネットワーク運営機構が提供する Pay-easy サービスにおいては、①「オンライン方式」 ②「情報リンク方式」 ③「一括伝送方式」 ④「ダイレクト方式」の 4 つの方式が存在している。 このうち、①「オンライン方式」 ③「一括伝送方式」 ④「ダイレクト方式」を用いた場合の決済が、電子決済等代行業に該当するか否か、貴庁のご見解を伺いたい。 なお、当社の理解は以下の通りであるが、この理解に誤謬等がある場合はご指摘願いたい。 ①「オンライン方式」 この方式は、賦課税など、納付書のような帳票を媒介にして、預金者に収納のための情報が伝達されることを前提としている。預金者は当該情報を得たのち、ATM やインターネットバンキングを通じて決済処理を行うが、この場合、施行規則第1条の3の4に定められている方法、すなわち、「預金者の使用に係る電子機器の映像面に当該預金者が同号の銀行に開設している口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことについて当該銀行に対する指図を行うための画像を表示させることを目的として、当該為替取引の相手方及び金額に係る情報を当該銀行に対して伝達する方法とする。」に合致しない。したがって要件を満たさず、電子決済等代行業に該当しない。 ③「一括伝送方式」 この方法は、金融機関が事務センター等で請求書・納付書を OCR 処理して一括消込情報を作成し、当該情報をマルチペイメントネットワーク経由で収納機関へファイル伝送する方式であるところ、①「オンライン方式」同様に、施行規則第1条の3の4に定められている方法に該当しないことから、要件を満たさず、電子決済等代行業に該当しない。 ④「ダイレクト方式」 この方法は主に法人税や特許出願料の手数料の支払い等に活用されているところ、この限りにおいては、法第2条第 17 項が参照する、施行規則第1条の3の3第3号に定める「国、地方公共団体等に対する支払を目的として行う行為」に該当し、電子決済等代行業に該当しない。	ご指摘の Pay-easy サービスにおける①「オンライン方式」 ③「一括伝送方式」は、法第2条第 17 項第1号の規定に該当しないことから、④「ダイレクト方式」は、施行規則第1条の3の3第3号に該当することから、電子決済等代行業に該当しないものと考えられます。
20	例えば、「預金者の使用に係るスマートスピーカーに当該預金者が法第2条第 17 項第1号の	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、ご指摘の方法が、施行規則第1条の3の4に規

	銀行に開設している口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことについて当該銀行に対する指図を行うための音声による確認をおこなわせることを目的として、当該為替取引の相手方及び金額に係る情報を当該銀行に対して伝達する方法」については、電子決済等代行業に当たらないとの理解でよいか。	定する要件を満たす場合には、電子決済等代行業に該当するものと考えられます。
21	銀行と極度方式基本契約を締結している利用者の委託を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けを受ける取引を行うことの当該銀行に対する指図の伝達を受け、これを当該銀行に対して伝達することは、電子決済等代行業に該当するものではなく、この業のみを行う者は銀行と契約を締結する必要がないとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
22	利用者が、電子情報処理組織を使用する方法により、当該利用者が第三者に預託した資金（以下、預託金という。）を移動させる為替取引を行うことの指図を行い、当該指図の実現のために、当該第三者が預託金を預けている銀行に対して、電子情報処理組織を使用する方法により、預託金を移動させる為替取引を行うことの当該銀行に対する指図を行う場合における、当該第三者の行為を営業（いわゆる振込代行業）として行う場合、かかる営業を行う者は電子決済等代行業及び電子決済等代行業再委託者にあたらないとの理解でよいか。	ご指摘の場合が必ずしも明らかではありませんが、ご指摘の第三者が自らの口座に係る決済指図の伝達を銀行に対して行う場合には、電子決済等代行業に該当しないものと考えられます。なお、第三者が預託を受けた資金についてご指摘のような行為を行う場合には、当該行為は為替取引に該当する可能性があります。
23	士業に従事する者などが、電子情報処理組織を使用する方法により、預金者からの代理権授与を受けて送金指示のみを行う場合に本登録制の対象となるか。 もし、代理権授与と委託に違いがあれば、その差異をお示しいただきたい。	依頼者の銀行口座に関して為替取引に係る指図を代理人が行う場合には、電子決済等代行業に該当すると考えられますが、個別具体的な事実に照らして該当性を判断する必要があります。
24	金融事業を行っていないグループ企業のキャッシュマネジメント等と関連して、当該グループ会社の中核となる会社等が、他のグループ会社の銀行口座の資金の送金等を指示する場合には、法第2条第 17 項第1号の電子決済等代行業者に該当するか。	電子決済等代行業該当性については、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられます。なお、一般論としては、グループ会社の一社が他のグループ会社に関する決済指図を伝達する行為は、通常電子決済等代行業に該当するものと考えられます。
25	法第2条第 17 項第2号の「口座に係る情報」には、個人に紐づき複数口座にまたがって管理されるべき情報（例えば、住所などの本人確認情報や成人フラグなどの属性情報。）を含まないとの理解でよいか。また、これらを含む場合には条文上不明確であると考えられるため、電子決済等代行業者の登録申請時の留意事項等として明らかにして頂きたい。	法第2条第17項第2号に規定する「口座に係る情報」については、個別具体的なサービスに即して判断する必要があるものと考えられますが、一般論としては、口座番号、利用履歴、残高に関する情報は、「口座に係る情報」に該当し、ご指摘の住所や成人フラグなどの属性情報は、それ自体では「口座に係る情報」に該当しないものと考えられます。

26	法第2条第 17 項第2号の「口座に係る情報」には、同項第1号に規定される指図の結果として作成された振込結果に関する情報や、同号に規定される指図の前提となる振込限度額や振込相手の口座名義照会（送金先口座番号を入力すると、相手口座に係る銀行に照会を行い、当該口座番号に係る口座名義人を照会するもの）を含むという理解でよいか。また、これらを含む場合には条文上不明確であると考えられるため、電子決済等代行業者の登録申請時の留意事項等として明らかにして頂きたい。	
27	法第2条第 17 項第2号の「口座情報」の範囲については、どこまでか。銀行の預金、積金以外の口座、例えば投資信託、保険契約、クレジットカードの明細等の金融商品の口座ないし契約に関する情報は口座情報に該当するか。	法第2条第17項第2号に規定する「口座に係る情報」とは、預金又は定期積金等の口座に係る情報であり、それら以外のものは含まれないと考えられます。
28	法第2条第 17 項第2号の「当該情報を加工した情報」における加工とは、当該情報をもとに預金者等の利便性を高めるため、当該情報の形式（例えば、明細情報であれば明細としての形式、特定時点の特定口座の残高であればその形式をいう。）を保ったままに電子決済等代行業者又は電子決済等代行業再委託者において、プライマリキーや仕訳データなどを付加する形の加工をいい、電子決済等代行業者または電子決済等代行業再委託者にて当該情報の形式そのものを加工すること（例えば、各明細から、1日の取引の集計を行い新たな形式のデータとすることや、匿名加工情報を作成することなど。）までを含まないという解釈も可能であるが、この解釈でよいか。銀行としての監督範囲・契約内容の範囲を確認するため、電子決済等代行業者の登録申請時の留意事項等として明らかにして頂きたい。	法第2条第 17 項第2号の「加工」の程度については、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、ご指摘の場合であれば、同号の「加工」に含まれるものと考えられます。
29	スマートスピーカー（Alexa 等）の音声を利用した口座照会サービスを提供（利用者等が音声でもって利用者の口座の残高等の情報を照会することを想定している）する場合に、当該サービスの結果読み上げられた情報を、利用者に代わって記録するサービスを提供する事業者は2号電子決済等代行業者に該当するか。	ご指摘の事業者が、銀行から預金者の口座に係る情報を取得していないのであれば、法第2条第 17 項第2号には該当しないものと考えられます。
30	犯罪収益移転防止法上の取引時確認とは別にサービスに提供相手が本人であること担保するという意味での本人確認を行うために、銀行の口座名義人の名前（のみ）を取得する行為は2号業者に該当するか。以下の①及び②のそれぞれの場合について確認をお願いしたい。 ① 本人にも取得した情報が本人であることを伝える場合	電子決済等代行業該当性については、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられます。なお、一般論としては、銀行の口座名義人の名前のみを取得する行為は、電子決済等代行業に該当しないものと考えられます。

	② 本人には取得した情報が本人のものであることを当該事業者の上記本人確認以外に利用せず、本人には当該口座名義人が誰であるかは伝えない場合	
31	銀行口座からの即時に払出を行い決済する機能を有するデビッドカードの使用履歴等の情報を参照するために、当該デビットカード使用履歴等を参照する機能を有する銀行の API に接続して情報を取得する事業者は、口座情報を取得するものではないので電子決済等代行業者に該当しないと理解して良いか。	ご指摘の使用履歴等が必ずしも明らかではありませんが、一般論としては、口座に係る情報を銀行から取得し、これを預金者に伝達するものであれば、電子決済等代行業に該当するものと考えられます。
32	銀行が金融商品仲介業務や保険募集業務等の固有業務以外の業務を行う中で、その媒介の効率化（申込フォームへの事前入力等）のため、顧客の委託を受けた当該媒介の相手方となる金融機関に対し、電子情報処理組織を使用する方法により、顧客の口座に係る情報を伝達することがある。この場合、当該金融機関は電子決済等代行業者にあたらないとの理解でよいか。また、これらを含む場合には条文上不明確であると考えられるため、電子決済等代行業者の登録申請時の留意事項等として明らかにして頂きたい。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、顧客の委託を受けたご指摘の媒介の相手方となる金融機関に対し、電子情報処理組織を使用する方法により、顧客の口座に係る情報を伝達し、残高等の当該情報が最終的に預金者に伝達される場合には、当該媒介の相手方の金融機関の行為は、法第2条第 17 項第2号に掲げる行為に該当するものと考えられます。
33	銀行が当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者に対して、預金の受入れ（円貨普通預金口座の開設を内容とするものに限る。）を内容とする契約締結の媒介を委託している場合において、当該銀行代理業者が営業として当該銀行の預金者（媒介の対象でない者を含む。）の委託を受けて法第2条第 17 項第2号の行為（その対象は円普通預金口座に限られない。）を行う場合、当該銀行代理業者の行為は電子決済等代行業にあたらないとの理解でよいか。また、当該状況における当該行為が電子決済等代行業にあたる場合においては、当該銀行が法第2条第 17 項第2号の行為を銀行代理業としての業務委託の内容とすることによって、電子決済等代行業にあたらないと整理することは可能か。この点について、不明確であるため銀行法等ガイドラインで明確化していただきたい。	銀行代理業は銀行からの委託を受けて行われる行為である一方、電子決済等代行業は預金者からの委託を受けて行われる行為です。このため、銀行代理業と電子決済等代行業の双方の定義に該当する行為があることも考えられ、その場合には、銀行代理業者と電子決済等代行業者それぞれの規制が適用されることになると考えられます。例えば、銀行代理業者が電子決済等代行業を営む場合は、電子決済等代行業の登録を受けるとともに、銀行代理業に関し兼業の届出が必要となります。 なお、ご指摘の当該銀行の預金者で媒介の対象でない者の委託を受けて法第2条第 17 項第2号に掲げる行為を行う場合には、当該行為は、電子決済等代行業に該当するものと考えられます。
	▼施行規則第1条の3の3	
34	施行規則第1条の3の3のうち、「預金者に係る識別符号等」の具体的内容が明確に理解できないため、貴庁において、典型例としてのどのようなものを想定されておられるのか、貴庁のご見解をお示し願いたい。 この点、同条柱書の括弧書きにおける、「銀行が、電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際し、その役務の提供を受ける者を他の	インターネットバンキングにおける ID 及びパスワードを想定しています。

	者と区別して識別するために用いる符号その他の情報をいう。」の意味合いとしては、銀行から役務提供を受ける預金者と、その他の預金者を区別するための符号という意味合いか。 上記の理解だとすると、一般論としては預金者が各々保有する（銀行の）口座番号が想定されるところ、同条第１号の「預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う行為」の場合、電子決済等代行業者は当然に定期的な引き落とし処理のために預金者から口座番号を聴取するので、同条柱書に該当し、除外規定が適用されなくなる懸念がある。	
35	「当該預金者に係る識別符号」には、ネットバンキングで預金者が用いるID・PWが該当すると理解して良いか。	
36	「当該預金者に係る識別符号等を取得して行うもの」とは、電子決済等代行業者がインターネットバンキングの ID・パスワードを預金者から預かって実施する、いわゆるスクリーン・スクレイピングを指すと理解してよいか。	貴見のとおりと考えられます。
37	電子決済等代行業登録を行っている事業者であっても、ある銀行との間では、施行規則第１条の３の３各号に規定する行為しか行っていない場合、当該銀行との間では電子決済等代行業に係る契約締結義務は生じないと理解してよいか。 また、電子決済等代行業者の行う行為が、同条各号に該当するか否かについては、一義的に電子決済等代行業者が判断するものであると理解してよいか。	前段に関し、電子決済等代行業者であっても、一の銀行との間で本条各号に規定する行為のみを行っている場合には、当該銀行との間において電子決済等代行業に係る行為を行っていないため、当該銀行との間においては契約締結義務は生じません。 後段に関し、本条各号該当性を判断する者が誰であるかを問わず、電子決済等代行業者の登録が必要であるにもかかわらず登録を受けずに電子決済等代行業に該当する行為を行うことは、銀行法違反となります。
38	銀行が自行の顧客に対して、預金業務や為替業務の一環として、その業務範囲の中で行う行為については、施行規則第１条の３の３の規定に拘らず、電子決済等代行業に該当しないことを確認したい。	銀行が法第 10 条第１項各号の業務として行っていると認められる行為については、電子決済等代行業には該当しないものと考えられます。
39	施行規則第１条の３の３においては、「預金者による当該預金者に対する送金を目的として行う行為」、「預金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の相手方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として、当該相手方又は当該契約の締結の媒介」は電子決済代行業に該当しないとされている。また、預金口座ではない、電子マネーやクレジットカード、デビットカードを利用した送金指図は、電子決済等代行業者の定義（法第２条第 17 項）から除外されている。これらの規定を踏まえれば、例えば、指図を二段階に分けて、（ア）まず、銀行に対して、電子マネー事業者を経由して預金者	ご意見として承ります。

	の電子マネー口座にチャージする指図を出した上で（電子マネー事業者から銀行に対して行われる指図は電子マネーのチャージ指図であり法的には自己の債権の回収として電子決済等代行業者規制を受けない）、（イ）当該電子マネーにチャージされた資金を送金する指図取引（電子マネーの送金指図は規制を受けない）は、実態としては決済指図の伝達となんら変わらない行為であっても、法令案を読む限り、今回の規制対象外となってしまうのではないか。また、デビットカードを使って同種類似のスキームを構築することも可能であり、（ア）デビットカード提供会社に対して第三者への支払指図を行い（デビットカード提供会社に対する送金指図は電子決済等代行業者規制を受けない）、（イ）デビットカード提供会社が預金者の口座から資金を即時に引き落としする場合（デビットカード提供会社による口座引き落としは法的には自己の債権の回収であり電子決済等代行業規制を受けない）も、規制対象外となってしまうのではないか。このように文理解釈だけでも規制回避スキームをきわめて容易に考えられる中、仮にこれらを解釈論だけで規制対象にするのは無理があり、規制対象範囲を明確にする形で条文を大幅に修正するか、改正案のような抽象的な行為に基づく規制定義ではなく、より具体的な事業者や行為について規制範囲を示すなんらかのガイダンスを当局から出すべきではないか。	
	▼施行規則第1条の3の3第1号	
40	「定期的な支払」とは、年次、月次、日次など、予め支払いの時期やサイクルが定められている支払いと理解してよいか。 また、「定期的な支払」において、例外的に予め定められている時期やサイクルとは異なる支払いが生じる（もしくは支払いが生じない）場合であっても、これは「定期的な支払」の範疇にあると理解してよいか。	一般論としては、支払いに係る当初の約定において、年次、月次、日次など、予め支払いの時期やサイクルが特定されているのであれば、ご指摘の場合は、貴見のとおりと考えられます。
41	たとえば、月1回、年1回等、およそ一定の間隔で複数回の支払いが予定されているものであれば、当該間隔が極めて短くリアルタイムの指図と同視される場合を除き、当該間隔の長短は問わず、「定期的な支払」に該当するとの理解でよいか。	
42	「定期的」とは、時期・サイクルが特定しているものであり、例え、そのサイクルが月1回のよりも短いサイクル（例えば週1回）であったとしても、「定期的」であるとして、本号により適用除外になると理解して良いか。	一般論としては、支払いの間隔が極めて短くリアルタイムの支払いと同視される場合を除き、貴見のとおりと考えられます。
43	「定期的な支払」の「定期的」の範囲としては	ご指摘の「支払期日が流動的」の意味するところ

	どこまでが含まれますでしょうか。例えば、1）支払期日は流動的であるが1年に1回の支払いはある場合、2）支払期日が流動的であり、また年に1回支払いがあるがどうかも分からないが継続的な支払いをするという場合も「定期的な支払い」ということでよろしいでしょうか。	が必ずしも明らかではありませんが、一般論としては、例えば月1回など、支払がなされる時期やサイクルが特定されているものについては「定期的」に含まれるものと考えられます。
44	「定期的な支払」について、たとえば、月払いである場合についていうと、必ず「毎月〇日」とまで厳密に定まっていないとしても、およそ「毎月〇日頃」に支払が行われるような場合は「定期的な支払」に該当するとの理解でよいか。	例えば、当初約定された支払日が、ある月において土日祝日と重なり、当該月の支払日が前後の平日に変更される場合のように、毎月の支払い日の変動が合理的な範囲内であれば、およそ「定期的な支払」に該当すると考えられます。
45	「一定期間支払が滞るものの、その前後は毎月支払が行われている」あるいは「一定期間の支払が前払いで行われた後、再度定期的な支払が再開される」といった事例であっても、およそ「定期的な支払を目的として行う行為」に該当するとの理解でよいか。	支払いに係る当初の約定において、年次、月次、日次など、予め支払がなされる時期やサイクルが特定されているのであれば、一般論としては、ご指摘の事例については、貴見のとおりと考えられます。
46	「定期的な支払」について、必ずしも毎回の支払額が定額（同一額）であることまでは求められていないとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
47	「定期的な支払」に該当する支払の一部を事務過誤等により返金するなどイレギュラーな処理を行った場合、当該処理のみをもって登録は必要とはならないとの理解でよいか。	個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、ご指摘の、社員に対する給与の支払と出張旅費の支払いや、家賃の支払いと敷金・礼金の支払いなどのように、契約内容や実態に照らして、一方の支払いが、「定期的な支払」に該当する他方の支払いの発生原因に付随して発生する関係にあるような場合には、当該一方の支払いについても当該他方の支払いと一体のものとして「定期的な支払」に該当すると考えられます。
48	自社以外の社員に関する給与引去・給与支払に係る事務代行において、たとえば、不定期で発生する出張旅費を給与引去・給与支払の係る事務代行の一環として「定期的な支払」に該当する給与と併せて支払う場合には、当該出張旅費についても「定期的な支払」に該当するとの理解でよいか。 他方で、当該出張旅費を給与とは別に都度払いする場合には「定期的な支払」に該当しないとの理解でよいか。	
49	「定期的な支払」に該当する家賃の収納代行における敷金・礼金の取扱いについて、家賃の収納と同一の契約関係のもと、同一の口座振替契約に基づき収納代行業者が銀行に対して資金移動を指図する場合は、敷金・礼金についても「定期的な支払」に該当するとの理解でよいか。	
50	クレジットカード会社は、クレジットカード、デビットカードといったビジネスについては、カード会員の利用額を当該加盟店と精算のために加盟店口座へ送金する行為を行っているが、これは電子決済等代行業に該当しない行為として挙げられている「預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う行為」の「定期的な	電子決済等代行業該当性については、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、例えば、クレジットカードに関する月払いであれば、施行規則第1条の3の3第1号に該当するものと考えられます。

	支払」に、該当する（＝電子決済等代行業に該当しない）と理解してよいか。	
51	1年契約の保険契約について、保険期間の当初に当該保険期間にかかる保険料をすべて支払うような契約であるとしても、当該契約について更新が予定されており、2年目以降の保険料について毎年1回の支払が予定されているような場合は「定期的な支払」に該当するとの理解でよいか。	1年契約の保険契約であっても、当該契約に自動更新条項が付されている等の事由により、当該契約が更新される蓋然性が高いと認められるような場合であれば、1年契約の保険契約に係る保険料の支払いが1回払いであっても、「定期的な支払」に該当するものと考えられます。
52	保険料の支払方法のうち全期前納については、定期的な支払を念頭に計算された保険料が一括で支払われ、当該保険料は保険会社が預かったうえで保険期間の経過に伴い随時保険料に充当していく方法であるが、当該支払方法は「定期的な支払」に該当しないとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
53	「定期的な支払」について、たとえば、保険会社が顧客と締結した保険契約に基づく死亡保険金や満期保険金が一括払いである場合や、企業年金の脱退一時金の支払については、「定期的な支払」に該当せず、原契約に関与しない者が送金指図の伝達を行う場合（施行規則第1条の3の3第4号に該当しない場合）は、電子決済等代行業に該当するとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
54	定期的に行われる支払が「特定の者」を対象としているか否かの判断は、銀行に送金指図を伝達する側にて判断するものであることを確認したい（銀行側で判断することは困難）。	施行規則第1条の3の3第1号に関し、「特定の者」に対する支払か否かは、一義的には電子決済等代行業者が判断するものではありますが、銀行においても確認することが望ましいと考えられます。
	▼施行規則第1条の3の3第2号	
55	「預金者による当該預金者に対する送金を目的として行う行為」には、例えば、「預金者が、証券会社に開設している自己名義の口座に資金を移動させるために、当該証券会社名義の口座に対して為替取引を行うことの銀行に対する指図の伝達を当該証券会社以外の（振替アプリなどの）第三者に委託すること」を含むとの理解でよいか。	ご指摘の「預金者が証券会社に開設している自己名義の口座」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、ご指摘の場合は、一般的には、本号ではなく、施行規則第1条の3の3第4号該当性に関するものと考えられます。
56	「当該預金者」とは、「預金者」本人のみを指し、代理人、使者、委託を受けた者等、実質的に預金者と同一視できる者は含まれないという理解でよいか。 また、「当該預金者に対する送金」とは、「預金者」が保有する銀行口座から、他の銀行の預金者名義の口座に送金する行為を指すものであるという理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。 なお、後段に関し、同一名義人が同一行に開設する口座間の金銭の移動は、為替取引には該当しないと考えられることから、本号においては、預金者が他行に開設する自己名義口座への送金を想定しています。
57	預金者が、預金者の銀行口座の預金を法第47 条に基づく外国銀行の支店に同預金者名義	前段については、貴見のとおりと考えられます。 後段については、ご指摘の外国銀行の口座に振

	の口座に振り込みを行うサービスを提供する行為は同号により適用除外となる理解でよいか。 銀行法上の手続を経ていない外国銀行の口座に振り込む場合には違いがあるか。	り込む場合であっても違いはありません。
58	貯金に関するアプリケーションを用いたサービスにおいては、A 名義のある銀行口座 A1の預金を同じ銀行の別な A 名義の口座 A2へ移動することがあるが、このような自己名義の銀行口座の預金を、別の自己名義の預金口座に移動させる銀行 API を利用したサービスは、施行規則第1条3の3第2号に該当し法第2条第 17 項第1号の電子決済等代行業者には非該当と考えられるか。 また、上記のサービスに関連して、同アプリケーションにより、銀行口座の A 名義の A1及び A2の口座情報の取得を行う面がある場合には、なお法第2条第 17 項第2号の電子決済等代行業者に該当するか。	自己名義の銀行口座の預金を他行に開設する自己名義の預金口座に移動させる銀行 API を利用したサービスは、施行規則第1条の3の3第2号に該当し、適用除外となりますが、法第2条第 17 項第2号に該当する行為を併せて行っている場合には、電子決済等代行業者としての登録が必要になるものと考えられます。
	▼施行規則第1条の3の3第3号	
59	第三者が運営する公金支払プラットフォームを用いて国等に税金等の支払を行う場合、預金者は当該第三者に対して国等に対する為替取引を指図すると考えられる。この場合、当該第三者が行う営業は電子決済等代行業には当たらないとの理解でよいか。	本号に該当する場合においては、貴見のとおりと考えられます。
60	公立学校や、地方競馬等の運営主体が地方公共団体である公営競技は、本号の「地方公共団体」の範疇に入ると理解してよいか。	地方公共団体が運営する公立学校への支払や地方競馬等の運営主体が地方公共団体である公営競技に関する賭金の支払は、本号の地方公共団体に対する支払に含まれるものと考えられます。
	▼施行規則第1条の3の3第4号	
61	法第2条第 17 項第1号および施行規則第1条の3の3第4号において、「指図」と「指図の内容のみ」は区別されているが、区別する基準はなにか。 あわせて、それぞれどのようなものを想定しているのか、具体例をご教示いただきたい。	「指図」と「指図の内容のみ」との区別は、銀行に対して、為替取引を行うことの指示を行っているか否かによります。 例えば、事業者が預金者からの委託を受けて、預金者の口座に係る資金を移動させる為替取引の内容（支払い先及び支払金額）のみを銀行に伝達し、為替取引を行うことの指示自体は預金者が行っている場合、当該事業者の行為は、「指図の内容のみ」の伝達に該当します。
62	「当該履行に係る為替取引を行うことの指図（当該指図の内容のみを含む）の伝達により行う媒介」業とは具体的にどのようなサービスを指しているか。	「当該履行に係る為替取引を行うことの指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達により行う媒介」とは、商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の締結の媒介として行われる種々の事実行為のうち、当該契約に係る債務の履行としてなされる決済指図を伝達することをもって行う媒介を指します。
63	「契約の締結の媒介」から、「当該履行に係る	契約の履行段階において決済に関与する行為の

	為替取引を行うことの指図（略）の伝達により行う媒介」を除外しているのはなぜか。	みを行う場合には、契約の締結の媒介に該当しないことを明確化するものです。
64	「当該履行に係る為替取引を行うことの指図（当該指図の内容のみを含む）の伝達により行う媒介」ではない媒介業者による行為は、「当該履行に係る為替取引を行うことの指図（当該指図の内容のみを含む）の伝達により行う媒介」業者による行為と比して、どのような点で「利用者の保護に欠けるおそれが少ない」と評価されるのか。具体的にご説明願いたい。	ご指摘の「当該履行に係る為替取引を行うことの指図（当該指図の内容のみを含む）の伝達により行う媒介」ではない媒介業者は、取次ぎや斡旋などを通じて商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の成立に関与しており、その債務の履行時に当該媒介業者による誤決済等のトラブルがあった場合であっても、当該契約に基づく取引の枠内における解決が当然に期待されることから、当該契約の相手方が指図を伝達する場合と同様に「利用者の保護に欠けるおそれが少ない」と評価できると考えられます。
65	「当該契約に基づく取引」とは何か。例えば、預金者と「契約の相手方」が商品の売買契約を行った場合、「取引」とは何を指すか。	例えば、商品の売買契約に基づき行われる行為が含まれるものと考えられます。
66	条文中の「銀行と当該相手方等との間で当該履行に用いる方法」には、預金者等の委託を受けて、法第2条第 17 項第1号に規定する指図の伝達（当該履行に関する指図に限る。）を受け、電子決済等代行業者又は電子決済等代行業再委託者に対し、当該指図を同号の銀行に対して伝達することの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）をする方法も含まれるとの理解でよいか。	「銀行と当該相手方等との間で当該履行に用いる方法」は、あくまで履行に用いる方法に限定されるものです。
67	条文中の「銀行と当該相手方等との間で当該履行に用いる方法」には、預金者等の委託を受けて、法第2条第 17 項第1号及び施行規則第1条の3の4に規定する指図の内容のみの伝達（当該履行に関する指図に限る。）を受け、電子決済等代行業者又は電子決済等代行業再委託者に対し、当該指図の内容を同号の銀行に対して伝達することの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）をする方法も含まれるとの理解でよいか。	
68	「方法に関する契約」には、法第 52 条の 61 の 10 第2項の内容を含む必要はないとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
69	「商品の売買契約又は役務の提供に係る契約に係る債務の履行」には、貸金業者への返済、保険料支払、証券会社・先物取引業者・仮想通貨交換業者、電子マネーへの入金、非営利団体への寄付、日本中央競馬会への代金支払いが含まれると理解してよいか。	貴見のとおりと考えられます。
70	預金者等が、自ら仮想通貨交換業者並びに金融商品取引業者及び資金移動業者並びに前払式支払手段発行者に開設した口座に資金を移転させる場合、当該預金者名義の口座ではな	預金者がご指摘の事業者との間での商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の債務の履行として、ご指摘の事業者名義の預金口座に送金することを目的として当該事業者が行う決済指図の伝達

	く、これらの業者名義の預金口座に送金する場合もある。この場合、かかる送金行為は電子決済等代行業に当たらないとの理解でよいか。	は、本号に該当するものと考えられます。
71	モーターボート競走法、自転車競技法、小型自動車競走法、スポーツ振興投票の実施等に関する法律およびスポーツ振興投票の実施等に関する法律と異なり、競馬法では特別法人である日本中央競馬会による競馬の実施が認められている。この日本中央競馬会の発売する勝馬券の購入に係る為替取引の指図は、施行規則第１条の３の３第４号により電子決済等代行業にあたらないとの理解でよいか。また、同条第3号に競馬法（昭和 23 年法律第 158 号）により競馬を行う団体として設立される日本中央競馬会を含めるべきではないか。	日本中央競馬会の発売する勝馬投票券の購入に係る為替取引の指図は、施行規則第１条の３の３第４号の要件に該当する場合には、電子決済等代行業に該当しないものと考えられます。
72	施行規則第１条の３の３第４号に規定する「商品の売買契約」又は「役務の提供に係る契約」には、証券会社が有価証券関連業（金融商品取引法第 28 条第8項）として行う顧客との間の金融商品取引又はデリバティブ取引等に係る契約が含まれるという理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
73	施行規則第１条の３の３第４号に規定する「商品の売買契約」には金融商品の販売等に関する法律第２条の「金融商品の販売」に係る契約が含まれるとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
74	証券会社が、その業務の一環として行う顧客の銀行預金口座から証券口座への送金を目的として行う決済指図の伝達は、施行規則第１条の３の３第４号に規定する、預金者による商品の売買契約又は役務の提供契約に係る債務の履行のみを目的とした当該契約に基づく取引に付随して行う行為に当たるという理解でよいか。	証券会社が、有価証券等管理業務等顧客に提供しているサービスに付随して行う顧客の銀行預金口座から証券口座への送金を目的として行う決済指図の伝達は、本号に該当するものと考えられます。
75	金融商品取引法第２条第２項に規定するみなし有価証券に関する有償譲渡契約に関して、その法的性質が売買契約又は役務の提供に係る契約でない場合（一例として、匿名組合契約の出資が想定される。）には、施行規則第１条の３の３第４号に規定される「売買契約又は役務の提供に係る契約」に関する行為にあたらないとの理解でよいか。	ご指摘の場合が必ずしも明らかではありませんが、個別具体的な事実に照らし本号に規定する「売買契約又は役務の提供に係る契約」の該当性を判断する必要があるものと考えられます。
76	預金者が、預金者の銀行口座の預金をもって金融商品取引業者が自ら開設する金融商品取引に用いる口座に振り込みを行い、自ら取り扱う商品の購入等にあてるため（金融商品の取引の使途とすることを想定している）に、当該証券会社が当該振込みに関連して行う法第２条第 17 項第１号の行為は、施行規則第１条の３の３第４号により適用除外となる理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。

77	他の保険会社等の業務の代理・事務の代行（保険業法第98条第1項）を行う保険会社が、他の保険会社の保険を募集した場合における当該保険契約にかかる銀行に対する指図の伝達については、「当該契約の相手方又は当該契約の締結の媒介（～略～）を業とする者」に該当するという理解でよいか。	個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、一般に、保険会社が他の保険会社の保険の募集をした場合における当該保険契約にかかる銀行に対する指図の伝達については、「当該契約の相手方又は当該契約の締結の媒介（当該履行に係る為替取引を行うことの指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達により行う媒介を除く。）を業とする者」に該当すると考えられます。
78	保険募集代理店が保険契約を販売した顧客の委託に基づいて、当該保険契約に係る保険料について、当該顧客の銀行口座がある銀行に対して、顧客の口座から引受保険会社の口座への資金移動を指図する行為は、施行規則第1条の3の3第4号に該当するとの理解でよいか。	個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、一般に、保険募集代理店が保険契約を販売した顧客の委託に基づいて、当該保険契約に係る保険料について、当該顧客の銀行口座がある銀行に対して、顧客の口座から引受保険会社の口座への資金移動を指図する行為は、本号に該当すると考えられます。
79	預金者による民間団体への寄附金の送金は、「役務の提供に係る契約の相手方に対する当該契約に係る債務の履行」に該当するか。	貴見のとおりと考えられます。
80	カード会社は、クレジットカード、デビットカードといったビジネスについては、顧客のカード利用代金を銀行の口座振替により引き落とすことが多い。施行規則第1条の3の3第4号はこのような行為を指しており、顧客から口座振替依頼書の提供を受けて、もしくは口座番号を指定してカード利用代金を口座振替により引き落とす場合（当該預金者に係る識別符号の提供は受けないこととする）は、電子決済等代行業者としての登録は不要であるとの理解で良いか。	電子決済等代行業該当性については、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、一般論としては、ご指摘の場合は本号に該当しないものと考えられる一方、例えば、クレジットカードに関する月払いであれば、施行規則第1条の3の3第1号に該当するものと考えられます。
81	預金者が、預金者の銀行口座の預金をもってクレジットカード会社の同預金者名義の債務を弁済するために、当該クレジットカード会社が当該弁済のための送金に関連して行う法第2条第17 項第1号の行為は、施行規則第1条の3の3第4号により適用除外となる理解でよいか。	ご指摘の場合について、毎月払いであれば、特定の者に対する定期的な支払を目的として行う行為と考えられることから、本号ではなく、施行規則第1条の3の3第1号により適用除外になるものと考えられます。
82	「契約の締結の媒介を業とする」いわゆる EC モール企業が、為替取引を行うことの指図を伝達するとともに、仮に当該指図の伝達により蓄積されるデータを、同社のマーケティング等の目的で利活用していたとしても、同社の指図を伝達する行為は施行規則第1条の3の3第4号に該当すると理解してよいか。	貴見のとおりと考えられます。
83	預金者が、預金者の銀行口座の預金をもって資金移動業者、又は仮想通貨交換業者が自ら開設する口座に振り込みを行い、これにより資金移動の使途又は仮想通貨の購入、未精算金の支払にあてるために、振込みに関連して行う法第2条第 17 項第1号の行為は、施行規則第1条の3の3第4号により適用除外となる理解でよ	貴見のとおりと考えられます。

	いか。	
84	オンラインショッピングモール運営事業者（オンラインショッピングモールを開設し、出店する販売事業者に対し、ショッピングサイトの構築や受注管理ができるシステムを提供するとともに、当該システムを通じて行われる取引に付随する様々な決済サービスを提供するなどして、販売事業者がオンラインショッピングサイトを運営するための総合的なプラットフォームを提供する事業者で、モール内の契約の締結の勧誘や契約の勧誘を目的とした商品説明、契約の締結に向けた条件交渉は行っていない。以下「モール事業者」という。）が、予め銀行と口座振替にかかる契約を締結し、出店事業者と口座振替による購入者からの集金代行サービスにかかる契約を締結したうえで、預金者が当該口座振替による支払方法を選択して出店事業者と売買契約を締結した後、当該出店事業者からの集金依頼にもとづき当該取引にかかる代金を当該銀行の預金者の口座から引落すよう当該銀行に依頼した場合、モール事業者の当該銀行への引落依頼は、電子決済等代行業に該当しない行為であると考えてよいか。	ご指摘の事例において、モール事業者は、ショッピングサイトの構築・運営、受注管理ができるシステムの提供などを通じて利用者の集客に寄与しているため、一般論としては、当該販売事業者と預金者との商品の売買契約の締結の媒介を業として行っていると評価できると考えられます。したがって、当該モール事業者がその媒介した取引に付随して当該預金者の委託を受けて銀行へ決済指図を伝達する行為は、本号に該当するため、電子決済等代行業に該当しない行為であると考えられます。
85	決済の効率化の観点で、グループ会社における代金収納業務を一つのグループ内企業に集約することや、決済関連業務を行う子会社が、親会社の決済関連業務・決済システムの構築管理を担うといったことが発生しうる。モール事業者の子会社が、出店事業者に対して、集金代行サービス（予め銀行と口座振替にかかる契約を締結し、出店事業者及びモール事業者と口座振替による購入者からの集金代行サービスにかかる契約を締結したうえで、預金者が当該口座振替による支払方法を選択して出店事業者と売買契約を締結した後、当該出店事業者からの集金依頼にもとづき当該取引にかかる代金を当該銀行の預金者の口座から引落すよう当該銀行に依頼し、引落結果を出店事業者に伝達するサービス）を、注文状況や発送状況等を確認しながら受注管理に紐づいた形で提供し、かつ、利用者にとって当該子会社の役割や位置づけが明確になっている場合であれば、当該子会社の当該銀行への引落依頼が、電子決済等代行業に該当しないと評価され得ると考えてよいか。	個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、原則として、売買契約や役務の提供に係る契約の締結後に、当該契約の当事者以外の第三者が、集金代行サービスの提供等により当該契約の債務の履行に関与するだけでは、当該第三者は当該契約の締結の媒介を行ったとは言えず、本号には該当しないと考えられます。もっとも、ご指摘の事例におけるモール事業者、モール事業者の子会社及び出店事業者間の契約関係や、当該子会社による集金代行サービスの提供が当該売買契約の成立に与える寄与の程度を踏まえ、当該売買契約の締結の媒介に至っている場合には、当該子会社がその媒介した取引に付随して当該預金者の委託を受けて銀行へ決済指図を伝達する行為は、本号に該当するため、電子決済等代行業に該当しない行為であると考えられます。
	●電子決済等代行業に該当する方法（施行規則第1条の3の4）	
86	当社は加盟店（当社の決済サービスを利用するために当社と当社所定の契約を締結した事業者）に対し、銀行決済（預金者が指定する銀行等	個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、一般論としては、ペイジーネットワークの活用の有無を問わず、銀行に対し、電子情

	の金融機関口座からの引き落としが発生する決済）を提供しているところ、多くの金融機関はペイジーネットワークに加入していることから、当社が行う指図の内容の伝達はペイジーネットワークを活用して行われる。 一方、現実の店舗等を有しない、いわゆるネット銀行を中心に、ペイジーネットワークに加入しない銀行もあるところ、当社は当該銀行とはペイジーネットワークを活用せず、当該銀行所定の方法により銀行に接続して、指図の伝達を行う。（以下、このように銀行と直接接続のうえ加盟店に対し提供する銀行決済を、「ネットバンク決済」という。） この点、施行規則第１条の３の４の「預金者の使用に係る電子機器の映像面に当該預金者が同号の銀行に開設している口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことについて当該銀行に対する指図を行うための画像を表示させることを目的として、当該為替取引の相手方及び金額に係る情報を当該銀行に対して伝達する方法とする。」という要件は、ネットバンク決済においても、ペイジーの「情報リンク方式」と同様に充足する。 よって当社においては、このようなネットバンク決済の提供は電子決済等代行業に該当すると思料している。このようなネットバンク決済の電子決済等代行業への該当性につき、貴庁のご見解を伺いたい。 仮に、もし貴庁において、ペイジーのような決済ネットワークを介した場合と、当該ネットワークを介さない場合において、異なる判断があり得るならば、その指針をお示し願いたい。	報処理組織を使用して、施行規則第１条の３の４に規定する方法により決済指図の内容のみの伝達を行う場合には、電子決済等代行業に該当するものと考えられます。
87	電子決済等代行業に該当する方法が示されているが、例えば「口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことについて当該銀行に対する指図を行うための画像を表示させることを目的としない場合」など施行規則第１条の３の４に示される方法以外で、法第2条第 17 項第1号に該当する業務を行う場合は、電子決済等代行業に該当しないという理解でよいか。	決済指図の内容のみの伝達については、本条に規定する方法以外の方法による場合には、電子決済等代行業に該当しないものと考えられます。
88	預金者の使用に係る音声認識装置によって当該預金者が法第2条第 17 項第1号の銀行に開設している口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことについて当該銀行に対する指図を行うための預金者の音声による確認をおこなわせることを目的として、当該為替取引の相手方及び金額に係る情報を当該銀行に対して伝達する方法については、電子決済等代行業の内容となる行為に当たらないとの理解でよいか。	ご指摘の方法が必ずしも明らかではありませんが、ご指摘の方法が、施行規則第１条の３の４に規定する要件を満たす場合には、電子決済等代行業に該当するものと考えられます。

89	施行規則第１条の３の４は、いわゆる「画面遷移型」と言われるような、事業者が銀行に対し、支払先及び支払額という決済のために必要な情報を銀行のインターネットバンキングの画面に引き継ぎ、最終的な振込実行が預金者によって行われる方法を想定したものとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
	●銀行の子会社の範囲等（施行規則第 17 条の３）	
90	施行規則第１条の３の３各号に掲げる行為を行う業務は、「電子決済等代行業に係る業務」（施行規則第 17 条の３第１項２号の３）又は「附帯する業務」（同項第 39 号）として銀行の子会社の業務範囲規制内の業務に当たるという理解でよいでしょうか。	貴見のとおりと考えられます。
	●通則（施行規則第 34 条の 64 の２～第 34 条の 64 の８）	
	▼施行規則第 34 条の 64 の２	
91	施行規則第 34 条の 64 の２第１項第１号の「連絡先」とは電子決済等代行業者と連絡が取れる方法であれば、特段指定はなく、例えばメールアドレスだけであったとしても、同条には違反しないということでよろしいでしょうか。	施行規則第 34 条の 64 の２第１項第１号に規定する「連絡先」については、例えば、電話番号やメールアドレスなど、利用者からの苦情又は相談に応ずることが可能な連絡先を記載する必要があります。このような連絡先であると言えるのであれば、メールアドレスだけであっても同号の「連絡先」に該当すると考えられます。
92	施行規則第 34 条の 64 の２第１項第１号の「連絡先」については、どのような表示をすればよいか。電話番号を必ず記載する必要はないと考えてよいか。	
93	電子決済等代行業再委託者についても、電子決済等代行業者のサービスを利用している点で利用者であると考えられるが、施行規則第 34 条の 64 の２第１項第１号における「利用者」は電子決済等代行業再委託者を含むのか。仮に含まないのであれば、その旨を明確化していただきたい。	施行規則第 34 条の 64 の２第１項第１号における利用者には、電子決済等代行業再委託者を含みません。なお、このことは条文上明らかです。
94	登録申請書の記載事項として、「加入する認定電子決済等代行事業者協会の名称」と定められております（施行規則第 34 条の 64 の２第１項第２号）が、認定電子決済等代行事業者への加入は義務ということでよろしいでしょうか。また、登録申請時には「認定協会」が正式に存在していることになるということでよろしいでしょうか。	認定電子決済等代行事業者協会への加入は任意です。 なお、認定電子決済等代行事業者協会の趣旨に鑑みれば、電子決済等代行業者には出来る限り認定電子決済等代行事業者協会に加入することが望ましいと考えられます。 また、登録申請時に当該協会が設立されており、当該協会へ加入する場合には、登録申請書へ加入する認定電子決済等代行事業者協会の名称の記載が必要であり、当該記載事項に変更が生じた場合には変更届出が必要になります（法第 52 条の 61 の６第１項）。
95	施行規則第 34 条の 64 の２第１項第２号に関し、認定を得た「電子決済等代行事業者協会」が	貴見のとおりと考えられます。 なお、登録申請書に記載した本号に規定する事

	設立されるまでは、申請書において所属する協会名の表記は必要がないということで良いか。	項に変更が生じた場合には変更届出が必要になります（法第 52 条の 61 の6第1項）。
96	登録申請書の記載事項として、委託先の名称等が規定（施行規則第 34 条の 64 の2第1項第3号）されているところ、ここでいう委託とは、法第2条第 17 項に定める「電子決済代行業」と直接的には関係のない通信回線業者やデータセンター事業者との委託契約は除外され、電子送金サービス（法第2条第 17 項第1号に該当する業務）や口座管理サービス（同項第2号に該当する業務）を提供するために直接必要となる委託契約先であるとの認識でよいでしょうか。	登録申請書に記載が必要となる委託先については、個別具体的な事実に照らして判断する必要があるものと考えられますが、一般論としては、例えば、苦情等問合せの窓口業務、基幹システムの構築・運用・保守業務、サービス申込みの受付業務、帳票出力等バックヤード業務を外部に委託している場合には、電子決済等代行業の一部を委託しているものと考えられます。 一方、例えば、社内給与システムの保守等、電子決済等代行業の一部とはいえない業務を委託している場合には、登録申請書の記載は不要と考えられます。 なお、電子決済等代行業に関連する社内の帳票を電子データで外部のクラウドに保存しているような場合、外部クラウドの利用契約に基づき、当該クラウドを利用しているのであれば、外部委託先には当たらないと考えられます。
97	当社は、決済代行事業者として、主に非対面の手段（インターネットが主）により消費者に対し商品・サービスを提供する事業者（例：EC ショップの運営者）に対し、クレジットカード決済、コンビニ決済、Pay-easy やネットバンク決済を始めとする銀行決済、その他の決済手段を個別又は包括的に提供するサービスを提供している。 施行規則 第 34 条の 64 の2は、登録申請書において、電子決済等代行業の業務の一部を委託する場合には当該委託先に係る所定の事項の記載を求めている。 この、「業務の一部を委託する委託先」の解釈・理解について伺いたい。 ① 電子決済等代行業に係る処理を行うサーバーを、外部のデータセンターに設置している、又は当該データセンター所有のサーバーの一部を賃貸借している、あるいはクラウドサーバー業者のサーバーの一部を賃貸借している場合の、当該データセンター又はクラウドサーバー業者 ② 電子決済等代行業に係る処理を行うサーバーやソフトウェアの保守管理について、夜間、土日祝日に限って外部の事業者に委託している場合の、当該外部の事業者 ③ 当社と銀行、又は当社とペイジーネットワーク間の接続回線を維持・管理する回線事業者 ④ 当社とペイジーネットワークとの間に立ち、同ネットワークへの接続及び通信の仲立ちを行う、通信共同センター ⑤ EC ショップが、当社と契約のうえ、当社が提供する銀行決済を活用して、預金者（消費者）に対し商品を販売する場合の、当該 EC ショッ	施行規則第 34 条の 64 の2第1項第3号に規定する「委託先」に該当するか否かは、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられます。 この点、一般的には、②については、「委託先」に該当すると考えられます。①については、例えば電子決済等代行業に関連する社内の帳票を電子データで外部のクラウドに保存しているような場合、外部クラウドの利用契約に基づき、当該クラウドを利用しているのであれば、上記「委託先」には該当しないと考えられますが、契約内容等の実態によります。また、ご指摘の③及び④についても、契約内容等の実態によると考えられます。 ⑤～⑦については、当社が提供する銀行決済の活用、銀行決済サービスの卸売販売（ライセンス）の意味が必ずしも明らかではありませんが、⑤については、ECショップが預金者から委託を受けて、法第2条第 17 項第1号に規定する指図の伝達を受け、電子決済等代行業者である当社に対し、当該指図を同号の銀行に対して伝達することの委託を行う場合には、当該ECショップは、上記「委託先」には該当せず、施行規則第 34 条の 64 の9第3項の「電子決済等代行業再委託者」に該当すると考えられます。 また、⑥及び⑦については、預金者→ECショップ→決済代行事業者→当社（電子決済等代行業者）の順で、施行規則第 34 条の 64 の9第3項第1号の「委託」及び法第2条第 17 項第1号に規定する指図の伝達が行われ、当社が当該決済代行事業者からの委託に基づき、当該指図を同号の銀行に伝達する場合には、当該決済代行事業者及び当該ECショップは、いずれも上記「委託先」には該当せず、上記「電子決済等代行業再委託者」に該当すると考えら

	プ ⑥ 当社が、他の決済代行事業者に対し、銀行決済サービスを卸売販売（ライセンス）し、当該他の決済代行事業者が、自ら契約をしてEC ショップに対し銀行決済サービスを提供する場合の、当該他の決済代行事業者 ⑦ 上記⑥の場合において、他の決済代行事業者と契約を締結して銀行決済サービスを利用するEC ショップ（当社と契約関係は無い。） 一例として上記のような例を挙げることができるところ、これらにおける「委託先」について、当社においては以下の通り解釈している。 ①は委託先に該当しない。 ②は委託先に該当しない。 ③は委託先に該当しない。 ④は委託先に該当する。 ⑤は委託先に該当しない。但し、施行規則第34 条の64 の9第3項に定める「電子決済等代行業再委託者」には該当する。 ⑥は⑤と同様である。 ⑦は、⑤と同様である。 この当社における判断は、法が電子決済等代行業を規制する趣旨は、誤伝達（決済指図の内容や送信先の誤謬の発生）、不正な処理、その他利用者から提供される個人情報等の情報漏えいを防止し、もって利用者の保護を図ることにあるとの理解のもと、「電子決済等代行業に係る業務の一部を行う者であって、指図の伝達内容を改ざんし得る可能性のある者」という基準で判断している。（但し、当社が行う電子決済等代行業が、法第2条第17 項第1号に掲げる行為であるとの前提。） この当社の解釈に対し貴庁のご見解を伺いたい。 合わせて、貴庁において、「委託先」と判断する指針・基準等を設けているならば、その基準等について伺いたい。	れます。
98	申請時の記載事項に、「他に業務を営むときは、その業務の種類」とある（施行規則第 34 条の 64 の2第1項第4号）が、ここでいう「他の業務」とは電子決済等代行業者が取り扱っている全ての業種を指すということでよろしいでしょうか。そうでない場合には、その範囲をご教示いただい。	「他の業務」に関しては、電子決済等代行業者が取り扱っている業務が対象となりますが、電子決済等代行業を行う営業に通常附帯して行われる業務については、他の法令において免許、許可、登録等が必要とされている業務に該当する場合を除いて、原則として、該当しません。
99	法第 10 条第2項及び第 11 条には「電子決済等代行業」が含まれていないが、施行規則第 34 条の 64 の2第2項において銀行が電子決済等代行業を営むことができると規定されたとの理解でよいか。また、銀行は電子決済等代行業を	「その他の銀行業に付随する業務」（法第 10 条第2項柱書）に該当すると認められる場合に、銀行は電子決済等代行業を営むことができるものと考えられます。施行規則第 34 条の 64 の2第2項は、そのような場合に、登録申請書の記載を簡略化すること

	法第10条第2項と第11条のどちらに規定される業務として営むことができるのか不明瞭なので、何らかの形（監督基準や政府令）で示していただけないか。	ができるようにするものです。
100	銀行は、法第10条第2項「その他の銀行業に付随する業務」として、監督指針（主要行等向けの総合的な監督指針 V-3-2／中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 III-4-2）に掲げられた4要件を満たす行為であれば、電子決済等代行業を行うことができると理解してよいか。	貴見のとおりと考えられます。
	▼施行規則第34条の64の3	
101	登録事業者の審査について、1号事業者、2号事業者の区別というよりも、銀行との接続が「API 接続」なのか「非 API 接続（ペイジー、画面遷移型ネットバンク）」で事業スキームが異なる。非APIはJAMPAや銀行からの細かい仕様に基づき対応しているものであり、要素を踏まえリスクベースで審査を行い、利用者保護の観点から特段の問題がないと認められる場合は審査基準についても「非 API」先はご考慮いただきたい。例えば、FISC のガイドライン水準をクリアしなければ審査に通らないなど。	システムリスク管理の審査に関しては、当該電子決済等代行業者の規模、電子決済等代行業の内容、取り扱う情報の重要度、電子決済等代行業におけるコンピュータシステムの仕組みや占める役割などの特性を踏まえつつ、審査を行うことになります。
102	既存のアカウントアグリゲーション業者の中には、利用約款において取得した個人情報を事実上業者の自由に利用できるように定められているものがあったり、情報流出や不正アクセスがあった場合でも、利用料の数か月分までしか（数百円）補償しないといった事例が散見される。個人情報保護法や消費者契約法上は有効であっても、利用者の高いリテラシーが一般商取引と比較してそれほど期待できない金融取引では、利用者保護の観点から必ずしも適当ではない。先に発生した仮想通貨の巨額流出問題でも、約款において不当に責任を軽減していた点が問題になったところである。電子決済等代行業者の審査（施行規則第 34 条の 64 の3）にあたっては、この点についても十分審査する旨、明記すべきである。	法第52条の61の3第2項第3号及び施行規則第34条の64の3は、電子決済等代行業に係る業務の概要や実施体制といった、登録申請書の添付書類である電子決済等代行業に係る業務の内容及び方法を記載した書類の記載事項についての規定であり、登録申請者と利用者の間における私法上の責任関係についての規定ではありません。なお、電子決済等代行業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のための体制は当該書類の記載事項として登録申請時における審査の対象となります。
103	施行規則第34条の64の3第1項第2号の「業務の概要」については、どのように記載すればよいか。	施行規則第 34 条の 64 の3第1項第2号に規定する「取り扱う電子決済等代行業に係る業務の概要」については、例えば、決済指図の流れや情報の流れなどのイメージ図などを用いた上で、取り扱う電子決済等代行業に係る具体的な業務の内容を記載する必要があります。
104	法第52条の61の3第2項第3号が参照する、施行規則第 34 条の 64 の3第1項第3号において、「三 電子決済等代行業の実施体制」が掲げられており、その具体的内容として、同条第2項	「電子決済等代行業の実施体制」に関しては、施行規則第34条の64の3第2項各号の事項を含め、当該電子決済等代行業者の規模及び電子決済等代行業の内容等を踏まえ、当該業務を適正かつ確

	で詳細が定められている。 これら条項における記載は、例えば「情報の適正な取扱い及び安全管理のための体制」（同条第2項第1号）、「第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行のための体制」（同条第2項第2号）など、抽象的な記載である。この点、これを補足する貴庁の文書として「電子決済等代行業者の登録申請時の留意事項等」があり、その中で、実施体制の状況を把握するために必要な場合には、適宜、当該実施体制に関する体制図及び組織図等の提出を貴庁が求める旨が示されているものの、義務の内容としては抽象的である感を拭えない。 本内容の解釈としては、電子決済等代行業者が、登録申請書において申告する「取り扱う電子決済等代行業に係る業務の概要」を踏まえて、当該業務に生じるリスク等を電子決済等代行業者が自ら評価し、当該リスクを回避又は低減し得る措置を行い得る体制、並びに施行規則第 34 条の 64 の3第2項第1号及び第2号の体制を設け、現に当該体制による業務運用を行っていれば足りると解釈してよいか、貴庁の見解を伺いたい。	実に遂行するに足りると認められる体制を記載する必要があります。
105	「情報の適正な取扱い及び安全管理のための体制」について、 ① FISC の API 接続チェックリストに沿って体制構築すれば十分と考えるが、どうか。 ② 創業まもない会社において①が適切でない場合に、どのような体制を、いつまでに整備・具備していくべきか（創業間もない場合、①のリストは「対応済か否か」でチェックしていくもののため、「いつまでに対応予定」というチェックの仕方の方が適用しやすいと思慮される）。	施行規則第 34 条の 64 の3第2項第1号に規定する「情報の適正な取扱い及び安全管理のための体制」については、当該電子決済等代行業者の規模、電子決済等代行業の内容、取り扱う情報の重要度等を踏まえ、個別事案ごとの判断となります。
106	業務を委託する場合の体制について、どの程度詳細に記載を行えばよいのか。	施行規則第 34 条の 64 の3第2項第2号に規定する「第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行のための体制」については、業務運営態勢の構築状況や関係規程の整備状況等を記載する必要があります。
107	個人情報保護法においては、個人情報保護委員会の Q&A において、個人データをクラウドサービス事業者が取り扱わないこととなっている場合、すなわち、契約条項によって当該外部事業者がサーバーに保存された個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等は、同クラウドサービス事業者のサービスにおいて個人情報を保存しても、当該事業者は委託先に該当しないと解されている。他方で、電子決済等代行業においても、クラウドサービス提供事業者の提供するクラウド	クラウドサービス提供事業者が施行規則第 34 条の 64 の3第2項第2号の委託先に該当するか否かは、電子決済等代行業者と当該クラウドサービス提供事業者との間の契約の内容等を踏まえた個別事案ごとの判断となりますが、電子決済等代行業に関連する個人データを外部のクラウドに保存している場合、「契約条項によって当該外部事業者がサーバーに保存された個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている」というご指摘の条件の下で、外部クラウドの利用契約に基づき、当該クラウドを利用しているのであれば、

	サービスを用いて情報の保存等を行う場合が多いが、このような場合に、クラウドサーバーについては、委託先に該当しないと解釈されるか。解釈されないとした場合、具体的にどのような場合であれば委託先に該当しないと考えられるか。	クラウドサービス提供事業者は同号の委託先に該当しないものと考えられます。
108	クラウドサーバーを利用する場合の安全対策については、FISC の安全対策基準に準拠して行うことで足りるか。	施行規則第 34 条の 64 の3第2項第1号に規定する「取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のための体制」や同項第2号に規定する「第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行のための体制」としてどの程度の体制が必要かについては、業務の内容、取り扱う情報の重要度等を踏まえ、個別事案ごとの判断となります。 なお、一般的には、FISC の安全対策基準も参考になるものと考えられますが、電子決済等代行業者の規模等に照らすと、FISC の安全対策基準では足りない場合もあり得るものと考えられます。
109	「責任者」については、どのような役職の者を置くことが適切と考えているか（業務担当／部門長／役員 など）。	社内において責任者とされている者であれば、役職等は問わないものと考えられます。ただし、単なる業務担当者であれば、通常は責任者には該当しないものと考えられます。
	▼施行規則第 34 条の 64 の4	
110	施行規則 第34条の64の4第1号のニにおいて定められている、「役員が法第五十二条の六十一の五第一項第二号ロ(1)から(6)までのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面」の規定により、例えば、成年後見制度の利用者を登記（登録）している後見登記等ファイルに登記（登録）されていないことを証明する、法務局発行の「登記されていないことの証明書」等の官公庁発行の証明書類は不要であり、施行規則 第 34 条の 64 の4第1号のニの誓約書面に役員が署名押印の上提出するのみで足りるとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
	▼施行規則第 34 条の 64 の5	
111	電子決済等代行業者登録簿について、「当該電子決済等代行業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局・支局に備え置き、縦覧する」とあるが、他の財務（支）局所管の登録状況を確認できるよう、貴庁ホームページにおいて、電子決済等代行業の登録業者の一覧（登録日付・番号、名称、所在地等）を掲載いただきたい。	ご意見として承ります。
	▼施行規則第 34 条の 64 の6	
112	増資を控えたベンチャー企業等であって、純資産額が登録後にいったん負の値になった場合でも、登録取消等の事由にその事実だけをも	純財産額が負の値となり、法第 52 条の 61 の 17 第1項第1号に該当することとなったときは、登録の取消し、又は6ヶ月以内の業務停止命令の対象とな

	って、直ちに登録取消等の処分を行うことになるわけではないと考えて良いか。	り得るものと考えられます。
	▼施行規則第 34 条の 64 の7	
113	「増改築その他やむをえない」(施行規則第 34 条の 64 の7第1項第1号)とはどのような場合を想定しているか。	増改築以外の場合については、個別具体的な事情に照らして判断することとなります。
114	施行規則第 34 条の 64 の7第3項の理由書はどの程度の記載が必要か。	施行規則第 34 条の 64 の7第3項に規定する「理由書」については、変更が生じる理由がわかるような内容を記載する必要があります。
	●業務(施行規則第 34 条の 64 の9～第 34 条の 64 の 19)	
	▼全般	
115	施行規則第 34 条の 64 の9、第 34 条の 64 の 12 ないし第 34 条の 64 の 15 の規定は、電子決済等代行業再委託者に適用されないとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
116	電子決済等代行業者は、法第 52 条の 61 の8第1項(施行規則 第34条の64の9を参照)に基づく利用者に対する説明、法第 52 条の 61 の8第2項(施行規則第 34 条の 64 の 10 を参照)に基づく電子決済等代行業と銀行が営む業務との誤認を防止するための情報の利用者への提供、法第 52 条の 61 の 10(施行規則第 34 条の 64 の 17 を参照)に基づく銀行との契約締結及び公表義務を負っている。 ① 法第 52 条の 61 の8第1項(施行規則第 34 条の 64 の9を参照)に基づく利用者に対する説明、法第 52 条の 61 の8第2項(施行規則第 34 条の 64 の 10 を参照)に基づく電子決済等代行業と銀行が営む業務との誤認を防止するための情報の利用者への提供については、電子決済等代行業再委託者を介することが条文上認められている。 そして、当社のような決済代行会社の契約先である EC ショップにおいては、販売チャネルとして重要なスマートフォン等のモバイルデバイスに対応したウェブページを構築している。この点、当該ウェブページにおいては表示できる情報量が限られるところ、自社の情報に加えて、電子決済等代行業の求める情報のすべてを同一ウェブページで表示しきれない可能性がある。 この状況を打開するため、例えば、電子決済等代行業である当社又は電子決済等代行業再委託者と解釈し得る EC ショップが、利用者に対する説明(又は情報提供)を集約したウェブページを作成した上で、預金者が EC ショップの販売する商品等に係る決済前に(預	①について、利用者が明確に認識できるようなリンクであれば許容されるものと考えられます。 ②について、利用者が明確に分かる形であれば許容されるものと考えられます。 ③について、貴見のとおりと考えられます。

	金者から電子決済等代行業者に対し指図がなされる前に)、商品選択から当該決済に至るまでの一連の流れのウェブページ中で、前記の利用者に対する説明(又は情報提供)を集約したウェブページが閲覧できるリンクを設置し、当該リンクの設置をもって、利用者に対する説明及び電子決済等代行業と銀行が営む業務との誤認を防止するための情報の利用者への提供という法の義務を果たしたと解釈し得ると当社は思料している。 この対応・解釈に関し、貴庁のご見解を伺いたい。 ② 上記①における、「利用者に対する説明(又は情報提供)を集約したウェブページが閲覧できるリンク」の設置場所は、商品選択から当該決済に至るまでの一連の流れのウェブページ、具体的には、EC ショップのカート画面(預金者が選択した商品等を確認するページ)、または取引確定の直前に、預金者に対し、購入商品、金額、配送先等の情報の最終確認を促す最終確認ページへの設置が代表的と想定される。 この点、EC ショップが預金者に対し提示する販売規約、会員規約、その他 EC ショップと預金者(間の契約関係を規定する画一的な規約において、「利用者に対する説明(又は情報提供)を集約したウェブページが閲覧できるリンク」を設置することは、法の義務を果たしたと解釈し得るか。貴庁の見解を伺いたい。 ③ 上記①又は②の方法、その他の方法により利用者に対する説明、電子決済等代行業と銀行が営む業務との誤認を防止するための情報の利用者への提供を行ったとして、法令上、電子決済等代行業者が、『利用者が当該説明や情報提供等を「確認したこと」や「同意したこと」』を利用者に確認する義務は課せられていないと理解している。 この点について、貴庁のご見解を伺いたい。	
117	全銀協 API 検討会報告書及び FISC チェックリストに定めた手続の一部を履践していない場合に、当然かつ直ちに、施行規則第 34 条の 64 の 12 又は他の条文における体制整備義務に直ちに違反し行政処分等の対象になるとの基準を金融庁は採用されていないということで良いか。	ご理解のとおり、全銀協 API 検討会報告書及び FISC チェックリストに定めた手続の一部を履践していないことをもって、直ちに法令違反に該当するものではありませんが、実質的にそのような状態が当該電子決済等代行業者の「電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するために必要があると認められる」ときに該当する場合には、行政処分の対象となり得るものと考えられます。
118	全銀協オープン API 報告書に基づく措置や、FISC の API 接続チェックリストに基づく措置で基準に沿った対策を行った場合には、施行規則第 34 条の 64 の 12 及び第 34 条の 64 の 13 における要請を満たすことができると考えているが、ど	電子決済等代行業の内容や取り扱う情報の重要度等を踏まえ、個別事案ごとの判断となります。 なお、一般的には、ご指摘の対策も参考になるものと考えられますが、電子決済等代行業者の規模等に照らすと、当該対策では足りない場合もあり得

	うか。	るものと考えられます。
119	施行規則第 34 条の 64 の 12 ないし第 34 条の 64 の 15 の各条の適用にあたって、1号業者と2号業者の間で、生じうるリスクが異なることから、それに応じて対策すべき事項に差異が生じると考えてよいか。	電子決済等代行業者において十分な対策を講ずることを前提として、リスクに応じて対策を講ずべき事項に差異が生じること自体は一律には否定されないと考えられます。
120	施行規則第 34 条の 64 の 17 及び第 34 条の 64 の 18 における「利用者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない」とされている部分について、公表箇所は閲覧のために利用者のID・PWによるログインが必要ないわゆる『会員ページ』内に表示またはリンクすることは、これに該当すると考えてよいか。	貴見のとおりと考えられます。
	▼施行規則第 34 条の 64 の9	
121	EC サイトの構築方式には、支払方法選択画面を収納代行業者側で用意する『画面連携方式』と全ての画面を EC ショップ側で構築し、支払指示に係るデータのみが収納代行業者へ送信される『データ連携方式』の2種類が存在する。 法第 52 条 61 の8に規定される利用者に対する説明は、画面連携方式を採用している EC ショップであれば、弊社が提供している支払方法選択画面を改修すれば対応可能であるが、データ連携方式を採用している EC ショップでは、サイト改修を当該 EC ショップ自身が行う必要がある。 このように、データ連携方式を採用している EC ショップが、定められた期間内にサイト改修を終えられなかった場合、収納代行業者に対して罰則等の適用はあるか。 なお、実態的に、収納代行業者としてはかかる法への対応を EC ショップに対して周知することは可能であるが、EC ショップの改修を代行したり、費用負担するのは不可能である。	法第 52 条の 61 の9に規定する利用者に対する説明義務の違反そのものに関しては、電子決済等代行業者に対して罰則は定められていませんが、行政処分の対象となり得るものと考えられます。
122	利用者との契約変更を行う場合にも、「継続的に」といった文言に該当するか。	貴見のとおりと考えられますが、利用者に対する説明事項に変更が生じた場合には、当該変更に係る事項につき新たに利用者に対し説明が必要であると考えられます。
123	利用者への説明事項に全く変化がない場合は再度の説明が必要か。 利用者との権利義務関係に実質的な変更を生ぜしめない軽微又は形式的な変更があるが説明次項は変化が生じる場合には、再度の説明が必要になるか。	法第 52 条の 61 の8第1項各号及び施行規則第 34 条の 64 の9第4項各号に掲げられている事項に変更が生じた場合には、利用者との権利義務関係に実質的な変更を生じせしめない軽微又は形式的な変更がある場合であるかにかかわらず、当該変更事項に係る事項につき新たに利用者に対し説明が必要であると考えられます。
124	電子決済等代行業者が説明すべき事項が変更になった場合は、合理的な期間内に自社、銀行又は電子決済等代行業再委託者の HP 等に	説明すべき事項が変更になった後に電子決済等代行業に該当する行為を行う際に、利用者に対し、当該変更に係る事項の説明が必要になるものと考

	掲載するという対応を行えば足りるか。	えられます。
125	当社は、決済代行業者として、クレジットカード決済、コンビニ決済、pay-easy やネットバンク決済を始めとする銀行決済、その他の決済手段を、主に非対面の手段（インターネットが主）により消費者に対し商品等を販売をする EC 事業者（加盟店）に対し提供している。 今般の改正法により、pay-easy やネットバンク決済が「電子決済代行業」に該当すると承知しており、確認させていただくものである。 通常、当社は加盟店に対して決済代行業者として、決済手段を提供しているが、pay-easy やネットバンク決済については、その業務（機能）を他の決済代行業者に業務委託しており、この場合の契約のつながりは以下の通りである。 ① 加盟店と当社が加盟店契約 ② 当社と他の決済代行業者が決済代行業務の業務委託契約 ③ 他の決済代行業者と銀行が直接接続（契約） この場合において、加盟店から商品等を購入する消費者（利用者）が決済手続きの画面を進める際、特定銀行を選択する直前の「他の決済代行業者」の提供画面上に、法第 52 条の 61 の 8（利用者に対する説明等）にて規定される「電決済等代行業者の商号、同業者の権限に関する事項及び同業者の損害賠償に関する事項などのほか、その他内閣府令で定める事項」の表示対応すること、もしくはリンク貼付の対応をとることで「利用者に対する説明の方法（施行規則第 34 条の 64 の 9 第 2 項）」を充足するものと考えるが、その認識で間違いないか。	貴見のとおりと考えられます。
126	インターネットを利用した閲覧に供する方法の度合いについては、どの程度のものが求められるか（リンク表示だけでよいか、トップ画面でのリンクまで必要とされるか）。	リンク表示により行うことも許容されますが、利用者が容易に理解できる形で表示する必要があるものと考えられます。
127	電子決済等代行業者は「インターネットを利用して閲覧に供する方法により、」利用者に対し、商号、名称、権限に関する事項、損害賠償に関する事項等を明らかにしなければならないこととされているが、（電子決済等代行業者に該当する可能性がある）収納代行業者の実務においては、上記の事項等を紙を利用して閲覧に供することが一般的であるところ、当該方法も許容されるよう、見直していただきたい。 また、「その他の適切な方法」（施行規則第 34 条の 64 の 10）と「その他の方法」（施行規則第 34 条の 64 の 17）の文言が書き分けされている理由についてご教示いただきたい。	ご意見を踏まえ、例えば、契約書等に説明事項を記載するなど、利用者がその内容を容易に理解することができる方法であれば、インターネットの利用によらない方法による閲覧方法も認められるよう、条文を修正いたします。 また、ご意見を踏まえ、施行規則第 34 条の 64 の 17 の他、第 34 条の 64 の 18 の規定の文言を「その他の適切な方法」に修正いたします。

128	施行規則第 34 条の 64 の9第2項では、表示がインターネット利用に限定されているが、今後様々な表示手段が生じることも考えうるところ、その他の方法を利用して表示することも許容されるべきではないか。	現時点において、今後生じうる具体的な表示方法がどのようなものか必ずしも明らかではなく、条文修正後の「その他の適切な方法」に該当するか否かについては、個別具体的な表示方法に照らし判断する必要があるものと考えられます。その際には、利用者がその内容を容易に理解することができる方法であるか否か等が判断基準になるものと考えられます。
129	施行規則第 34 条の 64 の9第2項ただし書き以下で、電子決済等代行業再委託者の委託を受けて行う場合は、銀行を介して明らかにすることが可能となっている。ここで銀行が明らかにする場合においては、銀行と契約関係にある電子決済等代行業者に関する情報のみで足り、電子決済等代行業再委託者に関する情報を明らかにすることは求められないことを確認したい。	電子決済等代行業者の利用者に対する説明事項は、法第 52 条の 61 の8第1項各号及び施行規則第 34 条の 64 の9第4項各号に規定される事項です。これらの事項には、電子決済等代行業再委託者に関するものが含まれていないことから、貴見のとおりと考えられます。もっとも、電子決済等代行業者が施行規則第 34 条の 64 の9第4項第6号に規定する「その他当該電子決済等代行業者の行う電子決済等代行業に関し参考となると認められる事項」に電子決済等代行業再委託者に関する情報を含むと判断した場合には、当該情報についても銀行を介して行うことができるものと考えられます。
130	施行規則第 34 条の 64 の9第2項に基づき電子決済等代行業再委託者を介して所定の事項を明らかにする場合、電子決済等代行業再委託者のウェブサイト上に「電子決済等代行業に関する表示」と明示したハイパーリンクを設置し、所定の事項が記載された電子決済等代行業者のウェブページに誘導する方法は認められるか。	貴見のとおりと考えられますが、利用者が容易に理解できる形で表示する必要があるものと考えられます。
131	施行規則第 34 条の 64 の9第2項ただし書き以下の、銀行を介して明らかにする場合において、電子決済等代行業者側で明らかにする情報の内容に変更が生じた場合、銀行は、電子決済等代行業者からの通知後、合理的な時間に自行ウェブサイト等の情報を更新すれば足り、即時の更新までは求められないとの理解でよいか。	変更後に電子決済等代行業に係る行為が行われる際に通知されていれば足りると考えられます。
132	施行規則第 34 条の 64 の9第2項ただし書き以下の、銀行を介して明らかにする場合において、銀行は、電子決済等代行業者のウェブサイト上における当該情報掲載箇所へのリンクを提供する方法も認められると解してよいか。	貴見のとおりと考えられます。
133	施行規則第 34 条の 64 の9第2項ただし書き以下の、銀行を介して明らかにする場合において、銀行が採るべき方法は、ただし書き前に定められた電子決済等代行業者の採る方法と同様であると理解してよいか。	貴見のとおりと考えられます。
134	電子決済等代行業再委託者（施行規則第 34 条の 64 の9第3項）は、電子決済等代行業者に	貴見のとおりと考えられます。

	は該当しない（したがって登録等は不要）という理解でよいか。	
135	施行規則第 34 条の 64 の9第3項第1号及び第2号とも、預金者の委託を受けた電子決済等代行業再委託者が、電子決済等代行業者に対して委託するとなっており、預金者と電子決済等代行業者の関係は再委託であると想定されるが、そのような理解でよいか。 また、預金者と電子決済等代行業者の関係が再委託ではない場合には、本項の適用はないという理解でよいか。	前段については、貴見のとおりと考えられます。 後段については、本項の要件に該当しないのであれば本項の適用はありませんが、本項の該当性については、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられます。
136	当社は、決済代行業者として、クレジットカード決済、コンビニ決済、pay-easy やネットバンク決済を始めとする銀行決済、その他の決済手段を、主に非対面の手段（インターネットが主）により消費者に対し商品等を販売をする EC 事業者（加盟店）に対し提供している。 今般の改正法により、pay-easy やネットバンク決済が「電子決済代行業」に該当すると承知しており、確認させていただくものである。 通常、当社は加盟店に対して決済代行業者として、決済手段を提供しているが、pay-easy やネットバンク決済については、その業務（機能）を他の決済代行業者に業務委託しており、この場合の契約のつながりは以下の通りである。 ① 加盟店と当社が加盟店契約 ② 当社と他の決済代行業者が決済代行業務の業務委託契約 ③ 他の決済代行業者と銀行が直接接続（契約） この場合、.銀行と直接接続していない当社は、電子決済等代行業者に該当せず、「電子決済等代行業再委託者」に該当すると考えるが、その認識で間違いないか。	電子決済等代行業該当性については、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、一般論としては、銀行との間で法第2条第17 項各号に掲げる行為を行う者が電子決済等代行業者となると考えられます。
137	電子決済等代行業再委託者について、『〔預金者(利用者)〕→決済指図→〔EC ショップ〕→決済指図→〔決済代行業者〕→決済指図→〔収納代行業者〕→決済指図→銀行』の場合、電代業登録者=収納代行業者であり、再委託者は、決済代行業者および EC ショップが該当するということでよろしいでしょうか。 他方、施行規則第１条の３の３第４号により、『〔預金者(利用者)〕→決済指図→〔EC ショップ〕→決済指図→〔モール事業者〕→決済指図→銀行』の場合は、このモール事業者は、電代業登録の適用除外となり、ECショップも再委託者とはならないという認識でよろしいでしょうか。同じ EC ショップであっても、契約形態によって、再委託者であったりなかったりするということでよろし	電子決済等代行業該当性については、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、一般論としては、貴見のとおりと考えられます。

	いしょうか。	
138	施行規則第 34 条の 64 の9第3項第1号において、法第2条第 17 項第1号に係る電子決済等代行業における「電子決済等代行業再委託者」の定義が置かれている。 この点、以下の前提を置いた場合における、前記定義に従った以下の各フローでの当社解釈は、法の解釈として正しいか。貴庁のご見解を伺いたい。 ※フロー1 の前提 当社は決済代行会社として、加盟店（当社の決済サービスを利用するために当社と当社所定の契約を締結した事業者）と契約を締結のうえ、主に非対面の手段（インターネットが主）により消費者に対し商品・サービスを提供する事業者（例：EC ショップの運営者）に対し、クレジットカード決済、コンビニ決済、Pay-easy やネットバンク決済を始めとする銀行決済、その他の決済手段を個別又は包括的に提供するサービスを提供している。当社は銀行等と法第 52 条の 61 の 10 に係る契約を締結している。 ※フロー2 の前提。 当社は決済代行会社であり、かつ、銀行等と法第 52 条の 61 の 10 に係る契約を締結している。決済代行会社 Z は、当社と契約関係にあり、当社から銀行決済（仮に Pay-easy 決済とする。）を自己の名（自己のサービスとして）提供する権利を得ており、自己の名義で、主にインターネット上で商品・サービスを販売する事業者と契約（以下、当該契約した事業者を単に「決済代行会社 Z の加盟店」という。）をしている。 （フロー1） ① 預金者が、加盟店における決済時に、銀行決済（仮に Pay-easy 決済とする。）を選択。 ↓ ② 加盟店が当該指図の内容を当社に伝達。 ↓ ③ 当社が指図を受領し、当該指図の内容を銀行に伝達。 ＜当社の解釈＞ このフロー1 の加盟店は「電子決済等代行業再委託者」に該当する。 （フロー2） ① 預金者が、決済代行会社 Z の加盟店における決済時に、銀行決済（仮に Pay-easy 決済とする。）を選択。 ↓ ② 決済代行会社 Z の加盟店が当該指図の内	電子決済等代行業者及び電子決済等代行業再委託者該当性については個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、一般論としては、フロー１及びフロー2におけるご指摘の「当社」が電子決済等代行業者に、フロー1のご指摘の「加盟店」並びにフロー2におけるご指摘の「決済代行会社 Z の加盟店」及び「決済代行会社 Z」が電子決済等代行業再委託者に該当するものと考えられます。

	容を「決済代行会社 Z」に伝達。 ↓ ③ 決済代行会社 Z が、当社に対して、当該指図の内容を伝達。 ↓ ④ 当社が指図を受領し、当該指図の内容を銀行に伝達。 ＜当社の解釈＞ このフロー2の EC ショップは決済代行会社 Z の加盟店、決済代行会社の双方が、「電子決済等代行業再委託者」に該当する。	
139	電子決済等代行業者が預金者等からの委託にもとづいて定期的に銀行から法第2条第 17 項第2号に規定する情報を取得し、自社のデータベースに蓄積している場合、第三者が当該データベースにアクセスするたびに銀行から法第2条第 17 項第2号に規定する情報を取得することがなかったとしても、当該データベースを利用することにより定期的に情報を取得することを委託していることから、当該データベースにアクセスする第三者は「電子決済等代行業者に対し、同号の銀行から当該情報を取得することの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をする者」に該当するという理解でよいか。 データベースへのアクセスのたびに銀行から情報を取得するか定期的に取得するかは、データの連携のタイミングが異なるだけであって、情報の適正な取扱いや安全管理の必要性は同じであるから、同じように扱うべきと考えられる。	法第2条第 17 項第2号に掲げる行為に関し、電子決済等代行業再委託者に該当するためには、「電子決済等代行業者に対し、同号の銀行から当該情報を取得することの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をする者」との要件を満たす必要があります。ご指摘の場合において、第三者がこれらの委託を電子決済等代行業者に対し行い、電子決済等代行業者が当該委託に基づき銀行から預金者の口座情報を取得する場合には、当該第三者が電子決済等代行業再委託者になるものと考えられます。 一方、第三者がこれらの委託を電子決済等代行業者に対し行っていない場合、当該第三者は電子決済等代行業再委託者にはならないものと考えられます。ただし、電子決済等代行業再委託者でない第三者に対し、電子決済等代行業者が電子決済等代行業に関して取得した利用者情報を提供することについては、情報の適正な取扱い及び安全管理のための措置を講ずることが求められます。
140	電子決済等代行業者が、利用者から直接、他の事業者を経ずに許諾をえて参照系 API により銀行から情報を取得し、同事業者が蓄積したものとする。その後、別の事業者（事業者 A とする）が利用者から許諾をえて、既に電子決済等代行業者が取得・蓄積済みのデータを取得し、ここでの事業者 A から電子決済等代行業者への情報提供の指示は、銀行には伝達されないものとする場合、当該事業者Aは電子決済業代行業者再委託者にあたらないと考えるが、どうか。 なお、一度取得した後も、同様に、電子決済等代行業者が銀行から情報を取得する際には、事業者 A 経由での情報取得の指示は受け付けず、利用者から電子決済等代行業者への情報取得の指示に基づく場合に限り、新たに銀行から利用者の口座情報を取得し、かつ、電子決済等代行業者から当該事業者 A への情報提供は、あくまでも当該事業者 A に対する利用者からの指示に基づき（この指示は電子決済等代行業者による銀行の口座情報の追加取得の指示を含まず、かつ、利用者から事業者 A を経由し	貴見のとおりと考えられます。

	て電子決済等代行業者に行う電子決済等代行業者から事業者 A への情報提供を求める指示は銀行には一切伝達されないものとする）取得することを想定している。	
141	法第2条第 17 項では、所謂連鎖接続の判断基準となる預金者等の委託について「二以上の段階にわたる委託を含む」とし、施行規則第 34 条の 64 の9第3項において、電子決済等代行業再委託者が定義されているところ、以下の場合には、施行規則第 34 条の 64 の9第3項第2号に該当するか。 ある情報が、銀行から電子決済等代行業者を通じて事業者 A に流れ、かつ事業者 A に流れた情報は預金者が見ることができるものであるとした場合について、 1 預金者が事業者 A に銀行から情報を取得することの委託を行っていない場合（預金者と事業者 A 間の委託関係の不存在） 2 事業者 A が、電子決済等代行業者に対して、銀行から情報取得することの委託を行っていない場合（事業者 A と電子決済等代行業者間の委託関係の不存在）	明示的な委託関係の有無にかかわらず、口座に係る情報の取得の指示が預金者等から事業者 A を通じて電子決済等代行業者に伝達され、当該指示に基づき銀行から取得した口座に係る情報が電子決済等代行業者から事業者 A を通じて預金者等に伝達される場合には、当該事業者 A は、電子決済等代行業再委託者に該当するものと考えられます。
142	施行規則第 34 条の 64 の9第3項第2号の電子決済等代行業再委託者には、銀行からの口座情報を取得することに関して銀行から一次的に情報を取得するが、保存はしないという電子決済等代行業者を介して、一旦利用者が情報を取得し、利用者端末又は利用者の利用するサーバーに保存した情報について、当該利用者から再度電子決済等代行業者に提供し、さらに同電子決済等代行業者からかかる情報の提供を受けた第三者は含まないと考えられるか。	利用者へ情報を伝達した際に、電子決済等代行業者が銀行から取得した情報を保存していない場合には、貴見のとおりと考えられます。
143	施行規則第 34 条の 64 の9第4項第1号によると「登録番号」が利用者の説明事項とされておりますが、登録申請後、承認されるまでは登録番号が付与されないので、承認されるまでの間は、登録番号を記載しない、または「登録申請中」といった記載をすることでよろしいでしょうか。また、登録完了後は、速やかにホームページの記載を変更するなどして対応すれば問題ないでしょうか	貴見のとおりと考えられます。
144	改正法附則第2条第1項により、電子決済等代行業者は、登録の前であっても電子決済等代行業を一定期間行うことができるものの、法第 52 条の 61 の8第1項において求められる利用者に対する説明等、法の求める義務を履行することが必要である。この点、施行規則第 34 条の 64 の9第4項第1号において、「登録番号」が求め	

	られているところ、上記附則に基づき登録前に電子決済等代行業を行っている場合には、「登録番号」の箇所には、「改正法附則第2条第1項に従い電子決済等代行業を行っているため、登録番号を有してない（または登録準備中ないしは審査中である。）」といった趣旨の記述を行うことによって、施行規則第 34 条の 64 の9第4項第1号の義務を履行したといえるか。	
145	施行規則第 34 条の 64 の9第4項第2号に関し、金融商品取引業等に関する内閣府令第 74 条第1項ただし書き、第 81 条第1項ただし書きのように記載できない場合は「その旨及びその理由」を定めればよいことを明記されないのでしょうか。	利用者に対する説明が不要になる場合は、施行規則第 34 条の 64 の9第1項に規定する場合のみであり、それ以外の場合には、説明義務を果たす必要があるものと考えられます。
146	電子決済等代行業者である当社、当社と契約関係にある EC ショップ、当該 EC ショップにおいて商品等を購入し、決済指図の指示をする預金者という、当社のビジネスにおける当事者の関係を前提に置いた場合、当社は預金者と直接の契約関係になく、預金者から決済に係る手数料を徴収することは無い。この場合、施行規則第 34 条の 64 の9第4項第2号における「利用者が支払うべき手数料」についての記載は、例えば、単に「電子決済等代行業に係る利用者として支払うべき手数料は存在しない」、または「EC ショップが示す契約条件に従う」等の記載をもって、施行規則第 34 条の 64 の9第4項第2号の義務を履行したといえるか。	本号における「利用者が支払うべき手数料」は、電子決済等代行業者に対するものです。
147	施行規則第 34 条の 64 の9第4項第2号の利用者が支払うべき手数料等は、利用者から電子決済等代行業者に支払うべき手数料等を意味し、別途銀行に支払う手数料の記載は必要ないと解してよいか。	貴見のとおりと考えられます。
148	収納代行業者が電子決済等代行業者に該当する場合、「利用者が支払うべき手数料」（施行規則第 34 条の 64 の9第4項第2号）には、事業者から電子決済等代行業者あて支払われる委託料は含まれないという理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
149	施行規則第 34 条の 64 の9第4項第2号に関し、消費税が変わったときなどについては、どのように対応すればよいか。	表示内容に変更がある場合には、当該変更に係る事項につき、新たに利用者に対し説明が必要になると考えられます。
150	施行規則第 34 条の 64 の9第4項第4号の「契約期間及びその中途での解約時の取扱い」については、利用規約で書いていればよいか。	利用規約における記載でも許容されますが、利用者が明確に当該事項を認識した上で、同意をする必要があると考えられます。
151	施行規則第 34 条の 64 の9第4項第4号の「契約期間及びその中途での解約時の取扱い」については、専ら解約料、損害賠償に関する金銭的	解約料や損害賠償に関する金銭的な権利義務に関する取扱いが規定されているのであれば当該事項が本号の事項に含まれますが、必ずしもこれらに

	な権利義務に関する取り扱いを定めているということで良いか。	限られるものではありません。
152	施行規則第 34 条の 64 の9第4項第5号における、利用者から取得する「当該利用者に係る識別符号等」は、施行規則第1条の3の3における「当該預金者に係る識別符号等」とは別のものか。その場合、「当該利用者に係る識別符号等」とは具体的にどのようなものを指しているか。	施行規則第1条の3の3及び第 34 条の 64 の9第4項第5号における「識別符号等」は、いずれも、銀行が発行するインターネットバンキングの ID 及びパスワードを指しています。
153	施行規則第 34 条の 64 の9第4項第6号の「参考となると認められる事項」の具体例をお示しいただきたい。	当該事項については、電子決済等代行業者において利用者目線に従い判断されることが望ましいと考えられます。
	▼施行規則第 34 条の 64 の 10	
154	施行規則第 34 条の 64 の 10 は「電子決済等代行業者の業務を銀行が行うものではないこと」についての説明を求めているが、その説明の内容としては、「このサービスは銀行ではなく電子決済等代行業者が提供するものです」という文言を利用者に適切に表示することで足りるか。	貴見のとおりと考えられます。
155	「その他の適切な方法」としては、どのようなものが考えられるか。	例えば、利用者に対する書面の交付が考えられます。
156	施行規則第 34 条の 64 の 10 ただし書き以下で、再委託者から委託を受けて行う場合には、銀行を介して誤認防止の情報提供を行うことが可能となっている。この点、ここで銀行が行う情報提供は、あくまで、当該電子決済等代行業者の業務は銀行の営むことではないことのみであり、再委託者の業務についての記載は求められないことを確認したい（再委託者の実態把握は実務上困難）。	銀行を介して行う電子決済等代行業者の説明も、電子決済等代行業者の業務を銀行が営むものではないことの説明となるため、電子決済等代行業再委託者に関する業務についての記載が求められているものではないと考えられます。
	▼施行規則第 34 条の 64 の 11	
157	「為替取引の結果」の通知とは指図に基づく資金移動が完了した旨の通知でよいでしょうか。移動金額、移動（着金）日などに関する情報の通知も必要でしょうか（必要な場合、どのような情報の通知が必要かご教示いただけないでしょうか。）。	預金者が委託した決済指図の伝達に基づき行われた為替取引であることが預金者に分かる形で結果の通知がなされていれば足りるものと考えられます。
158	電子決済等代行業者（銀行を介して通知を行う場合は銀行）は、「為替取引の結果の通知」として、銀行のインターネットバンキングの取引履歴や通帳記帳等での確認を求める旨の通知等、能動的な行為をすれば、預金者による通知受信の確認や、その後の、最終的な着金の成否の通知（実務上困難）は求められないと理解してよいか。	貴見のとおりと考えられます。 「為替取引の結果の通知」については、電子決済等代行業者が銀行に対し決済指図の伝達を行った場合に、利用者に対し、為替取引が行われる都度結果を通知することが望ましいと考えられますが、結果について別途インターネットバンキングの取引履歴や通帳の記入を通じて確認を依頼する旨の通知を行うことも、「為替取引の結果の通知」の要件を

	また、銀行を介して通知を行う場合に、銀行は、①電子決済等代行業者経由の取引と直接取引とを区別した表示形式、②電子決済等代行業者の通知義務を履行するものであることの表示、までは求められないと理解してよいか。	満たすものと考えられます。
159	資金移動に成功した場合に、銀行の入出金明細が更新された際に、銀行、電子決済等代行業者又は電子決済等代行業再委託者から電子メールその他の手段により更新した旨を通知することをもって「結果の通知」として扱われるか。	「為替取引の結果の通知」については、電子決済等代行業者が銀行に対し決済指図の伝達を行った場合に、利用者に対し、為替取引が行われる都度結果を通知することが望ましいと考えられますが、結果について別途インターネットバンキングの取引履歴や通帳の記入を通じて確認を依頼する旨の通知を行うことも、「為替取引の結果の通知」の要件を満たすものと考えられます。
160	為替取引が成立したときに、銀行の画面を経由して確認する場合はこれを満たすという理解で良いか。	
161	資金移動に失敗した場合には、即座の情報把握ができない、または、取引状況が確定しないケースがあり、対応が困難となる。「結果」が確定していないが、適宜の時点で現在確定していないという通知を行うことが求められるか。	為替取引が行われる都度、結果を利用者に対し通知する場合においては、貴見のとおりと考えられます。
162	銀行が電子決済等代行業者による指図の伝達に基づく為替取引の結果を当該電子決済等代行業者に通知せず、もって当該為替取引にかかる預金者等に為替取引の結果を通知できなかった場合においても、当該電子決済等代行業者は同条に違反しているとみなされるのか。	電子決済等代行業者が指図の伝達後、結果の確認を促す通知を能動的に行っていれば、為替取引の結果の通知義務を果たしていると考えられます。
163	① 銀行を介して通知を行う場合、インターネットバンキング等で銀行に照会すれば結果の確認ができる旨を預金者に通知すれば、本条の通知義務を果たしたものと考えてよいか。 また、当該通知は、為替取引の実施の前後を問わないと考えてよいか。 ② ①において、預金者の選択によって伝達先の銀行が変わり得る等、予め照会すべき銀行の名称を具体的に特定することが困難な場合が想定されるが、予め照会すべき銀行の名称を具体的に特定している必要は無いと考えてよいか。 ③ ①の場合、為替取引の指図の伝達のあと、パスワード間違いによるロック等、利用者の責めによりインターネットバンキングにログインできなくなったことで遅滞なく確認することが不可能になったとしても、通知義務違反とはならないと考えて良いか。	①及び③については、貴見のとおりと考えられます。 ②については、ご指摘の事例のような場合には、例えば、「〇月〇日〇時〇分にご依頼頂いた決済指図の結果については」といったように、電子決済等代行業者に自己の口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことの指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達を委託した預金者にとって、いずれの銀行に対して照会等をすれば当該指図に基づく為替取引の結果を知ることができるかが分かるように通知していれば、予め照会すべき銀行の名称を具体的に特定している必要まではないと考えられます。
164	電子決済等代行業者による決済指図の伝達の後、銀行が為替取引の結果を電子メールやインターネットバンキングの入出金明細への表示等で預金者に通知していれば、銀行を介して通	電子決済等代行業者による決済指図の伝達の後、銀行が預金者に対し、電子メール等により、為替取引の結果はインターネットバンキングの入出金明細等で確認できる旨通知していれば、銀行を介し

	知を行っていると評価され、施行規則第 34 条の 64 の 11 の通知義務を果たしているものと考えてよいか。	て通知を行っていると評価され、本条の通知義務を果たしているものと考えられます。
165	電子決済等代行業者は、「預金者に対し、…為替取引の結果の通知をしなければならない」こととされているが、当該通知は必ずしも支払の都度、事後に行う必要はなく、預金者が誰に対していつ頃いくらが支払われるかを理解できる方法であれば、売買契約等締結時や口座振替契約締結時等、事前に支払の時期および金額を指定するという方法も当該通知として認められるとの理解でよいか。	為替取引の結果通知義務を規定する本条の趣旨は、電子決済等代行業者が預金者の代わりに銀行に対し伝達した指図内容に誤り等があった場合に、預金者が当該誤り等を遅滞なく覚知することができる機会を当該預金者に与えることにあります。 かかる趣旨を踏まえると、為替取引の結果の通知は、為替取引を行うことの指図を銀行に対し伝達した都度、遅滞なく行う必要があり、支払の時期及び金額を指定する方法であっても、当該指図を銀行に対し伝達する前に行う通知は、施行規則第 34 条の 64 の 11 の通知としては認められないと考えられます。
	▼施行規則第 34 条の 64 の 12	
166	施行規則第 34 条の 64 の 12 では「電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない」と規定しておりますが、抽象的な規定となっており、具体的にどのような措置をすべきか判然といたしません。この点については、ガイドライン等が発表されるのか、発表されないとすると、どのような安全措置が必要となるのか、具体的にお示しいただきたい。	現時点ではガイドライン等を策定・公表する予定はありません。なお、「電子決済等代行業に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置」に関しては、電子決済等代行業の内容や取り扱う情報の重要度等に応じて、異なるものと考えられます。
	▼施行規則第 34 条の 64 の 13	
167	施行規則第 34 条の 64 の 13 では「当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない」と規定しておりますが、抽象的な規定となっており、具体的にどのような措置をすべきか判然といたしません。この点については、ガイドライン等が発表されるのか、発表されないとすると、どのような安全措置が必要となるのか、具体的にお示しいただきたい。	現時点ではガイドライン等を策定・公表する予定はありません。なお、「当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置」に関しては、電子決済等代行業の内容や取り扱う情報の重要度等に応じて、異なるものと考えられます。
168	施行規則第 34 条の 64 の 13 は第 34 条の 64 の 12 と別個に定められているが、この2つの条文にはどのような違いがあるか。 また、本条は個人の利用者情報に関する義務を定めているが、法人の利用者情報については、改正法においてどのような義務が課されているか。 なお、個人情報管理については、個人情報保護法との関係では、金融分野ガイドラインが適用になるか。	施行規則第 34 条の 64 の 12 は電子決済等代行業に係る電子情報処理組織に関するもの、本条は、個人情報に関するものです。 法人・個人を問わず、利用者情報については、施行規則第 34 条の 64 の 12、第 34 条の 64 の 15 等を通じて適切に管理する必要があります。 個人情報管理については、あわせて金融分野ガイドラインが適用されます。
	▼施行規則第 34 条の 64 の 16	
169	電子決済等代行業再委託者の業務（特定の銀行にかかるものに限る。）に関し、利用者に損	前段については貴見のとおりと考えられます。 後段について、銀行、電子決済等代行業者又は

	害が生じた場合における当該損害についての当該銀行と当該電子決済等代行業再委託者とその委託を受ける電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項は、法第 52 条の 61 の 10 第2項に定める契約の内容とする必要がないとの理解でよいか。 これに関連して、法第 52 条の 61 の 10 第2項に定める契約の内容として、電子決済等代行業再委託者の業務(特定の銀行にかかるものに限る。)に関し、利用者に損害が生じた場合において、当該銀行及び当該電子決済等代行業再委託者から委託を受ける電子決済等代行業者は、何らの賠償責任も負わないことと規定することは可能であるとの理解でよいか。	電子決済等代行業再委託者のいずれかに故意又は過失があり、預金者に損害が生じた場合に、当該三者が完全に免責されることはありません。そのため、ご指摘の契約において、ご指摘の内容の規定を設けることはできないものと考えられます。
170	法第 52 条の 61 の 10 に定める銀行の電子決済等代行事業者との契約の締結及び公表の時期としていずれが正しいかを確認したい。 改正法施行時に、すでに電子決済等代行業に該当する行為を営んでいるもの(以下「事業者」という。)と銀行が、当該電子決済等代行業に該当する行為について契約(以下「現行契約」という。)を締結しているものの、現行契約の内容が法第 52 条の 61 の 10 第2項および施行規則第 34 条の 64 の 16 の要件(以下「要件」とする)を全て満たしていない場合において 1 改正法施行時においては、現行契約を継続し、現行契約に含まれている要件を速やかに公表する。事業者の電子決済等代行業者の登録が完了した時点で要件をすべて満たす契約(以下「新契約」という。)を締結したうえで、改めて要件を公表する。 2 改正法施行時においては、現行契約を継続し、現行契約の内容はこれに含まれる要件も含め、公表しない。事業者が電子決済等代行業者の登録が完了した時点で、新契約を締結したうえで、要件を公表する。 3 事業者が電子決済等代行業者の登録が完了する以前のみなし電子決済等代行業者として活動している時点であっても、改正法施行後、直ちに新契約を締結し、要件を公表する。	電子決済等代行業者の登録を行う前に法第 52 条の 61 の 10 に規定する契約を締結し、公表する必要があるものと考えられます。 なお、利用者の便宜を図る観点から、既存の契約内容を公表することは妨げられませんが、その場合は、利用者の誤認防止の観点から、法第 52 条の 61 の 10 に規定する要件を満たしているか否かを併せて公表することが望ましいと考えられます。
171	法第 52 条の 61 の 10 第2項第2号に規定の「当該電子決済等代行業者が電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報」とは、当該契約の相手方となる銀行との電子決済等代行業の業務に関して取得した情報のみという理解でよいか。また、その情報を加工した情報を含むのか。また、これらを含む場合には条文上不明確であると考えられるため、電子決済等代行業者の登録申請時の留意事項等として明らかにして頂きたい。	「当該電子決済等代行業者が電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報」は、当該契約の相手方となる銀行との電子決済等代行業の業務に関して取得した情報をいい、その情報を加工した情報も当然に含まれます。

172	「電子決済等代行業再委託者の業務に関して当該電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該電子決済等代行業者が行う措置並びに当該電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに当該銀行が行うことができる措置に関する事項」(法第 52 条の 61 の 10 第2項第2号には、電子決済等代行業者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い等が規定)を規定することが求められているのは、情報の漏えい等が起こらないようにするためのものであって、電子決済等代行業再委託者(あるいは電子決済等代行業者)のサービスによって利用者に提供されるに至った情報であっても電子決済等代行業再委託者(あるいは電子決済等代行業者)が当該情報を保有する限りはこれらの措置が不要となるわけではないという理解でよいか。 法第2条第 17 項第2号において、電子決済等代行業の定義として、「当該銀行から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者等に提供すること」とあることをもって、提供された後は適正な取扱いや安全管理のための措置が不要になるわけではないという理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
173	電子決済等代行業者は電子決済等代行業再委託者との間で、「利用者の情報の適正な取扱い及び安全管理」等について契約締結を義務付けられていないという理解でよいか。	電子決済等代行業者と電子決済等代行業再委託者の間の契約締結は義務づけられていないものの、電子決済等代行業者は、契約の有無にかかわらず、施行規則第 34 条の 64 の 16 に規定する電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために電子決済等代行業者が行う措置が実効的に講ぜられるようにすることが必要であると考えられます。
174	電子決済等代行業者と銀行の間に複数の契約が存在する場合、施行規則第 34 条の 64 の 16 に定める事項は、個々の契約に盛り込む必要はなく、別途、包括的な覚書等を交すことで足りると解してよいか(法第 52 条の 61 の 10 第2項についても同様に確認したい)。	貴見のとおりと考えられます。
175	施行規則第 34 条の 64 の 16 中「当該措置を行わないときに」は「当該措置を行っていないと、当該銀行が認識し、又は認識することができたときに」とすべきではないか。 前提として、公法上の義務違反が民法第 709 条に規定される過失に当たりえる、または、その存在について一応の推定を与えるとした最判の補足意見(最判平成 28 年 10 月 18 日の岡部裁判官補足意見)や下級審の判断(神戸地判平成4年6月 30 日、千葉地判昭和 61 年7月 25 日)がある。そして、施行規則第34条の64の17は、電子決済等代行業者が電子決済等代行業再委	銀行は、法第 52 条の 61 の 10 に規定する契約を通じて、電子決済等代行業者の業務の適正性について監督することが求められるものと考えられます。この趣旨に照らすと、ご指摘のような修正をすることは不適切であると考えられます。

	託先の安全確保措置に監督義務を負い、銀行等は当該監督義務を行使しているかどうかについての再監督義務を負うことを契約の内容としなければならないとしている。 ここにおいて、ある電子決済等代行業再委託先が安全確保義務を懈怠し続けたことによって事故を発生させ、もって利用者に損害を与えた場合には、民法上、当該電子決済等代行業再委託先は当該利用者に対して、債務不履行責任に加え、不法行為責任を負うこととなる。そして、この場合、施行規則第 34 条の 64 の 17 に規定される、電子決済等代行業者による電子決済等代行業再委託先に対する監督義務を懈怠していたことによって事故が発生したとみなせる余地もあることから、当該電子決済等代行業再委託先の委託を受ける電子決済等代行業者においては監督義務を適切に果たしていなかったという過失の存在についての一応の推定が、またその指図を受ける銀行等においては当該電子決済等代行業者に対する再監督義務を果たしていなかったという過失の存在についての一応の推定が成立する場合もあると解される。この結果として、当該被害を受けた利用者としては、銀行等に対して本件過失責任を追求する端緒を得ることとなる。 しかしながら、銀行等にこのような責任を負わせる余地を残すことは、法の構造からして過重ではないか。 そもそも、経済社会の実態として、業務委託関係にない契約の相手方に対し、その相手方の契約先に対する立入検査権を片務的に付与する契約を結ぶことは到底困難である。したがって、銀行等においては、二段以上であるか否かにかかわらず、電子決済等代行業再委託先の検査権を有さないことが通常であるといえる。また、法第 52 条の 61 の 14 乃至第 52 条の 61 の 15 は、内閣総理大臣による電子決済等代行業者と取引を行う者に対する検査権を与えているものの、電子決済等代行業者と直接の取引を行わない者（これには二段以上にわたる電子決済等代行業再委託先を含むことになると解される。）に対する検査権を与えていない。 このように、銀行等に加えて内閣総理大臣でさえも検査権を有さない二段以上にわたる電子決済等代行業再委託先における安全確保措置に対して、銀行が責任を有することとなる事態は避けるべきと思料する。 以上についてご検討賜りたい。	
176	施行規則第 34 条の 64 の 16 では、銀行と電子決済等代行業者の間の契約で、「当該電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに当	貴見のとおりと考えられます。 なお、契約終了時における情報の適正な取扱いについては、銀行と電子決済等代行業者との間の

	該銀行が行うことができる措置」に関して定めるよう求めているが、あくまで契約期間中について定めれば足り、契約終了後の措置についてまで定めることまでは求められないと解してよいか（契約終了後に実効性あるかたちで銀行が何等かの措置を行うことは困難。法第 52 条の 61 の 10 第2項第2号についても同様に確認したい）。	契約において適正に規定されることが望ましいと考えられます。
177	電子決済等代行業者、およびその委託先や連鎖接続先の業務において問題が発生した場合、銀行としては、電子決済等代行業者と事前に取り交わした契約条項に従い、連携を停止することとする運用（例えば、API 接続であればAPI の利用を停止し、スクレイピングであれば IP アドレスを遮断する。）としたい。この理解でよいか。	銀行及び電子決済等代行業者との間で契約の内容とされた法第 52 条の 61 の 10 第2項第2号又は施行規則第 34 条の 64 の 16 に規定する措置を客観的事実に照らし電子決済等代行業者が講じないことが認められる場合、最終的に連携を停止することも許容されるものと考えられます。
178	銀行が問題有りと判断した場合には、最終的には最も厳しい措置としてAPI利用停止・契約解除をできるようにしておくことは、施行規則第 34 条の64の16で想定され、かつ適切と考えられる措置といいうるか。なお、このような場合でも、状況に応じてより軽微な措置を銀行が採用できるようにすることは許容される措置として想定している。 管理義務等を履行するにあたっては、個別の事情に応じて、リスクベースに応じて異なる管理手法を用いるということで良いか。	前段について、電子決済等代行業者による適切な措置が講ぜられない場合に、最終的に銀行がAPI 利用停止や契約解除を行うことは、銀行が行うことができる措置の一内容に含まれるものと考えられます。 後段について、電子決済等代行業者と電子決済等代行業再委託者との間で提供される情報の内容等に応じ、リスクベースで管理することは妨げられないものと考えられます。
179	施行規則第 34 条の 64 の 16 において、電子決済等代行業者が、電子決済等代行業再委託先又はこれに該当しない第三者に対して利用者情報提供を行う場合の銀行の行為義務は定められていないが、銀行としては、オープンイノベーションを促進するという本改正の趣旨を踏まえて、これらの電子決済等代行業再委託先等に情報を提供することを検討することが改正法の趣旨に合致するか。	電子決済等代行業者が取得した利用者情報を電子決済等代行業再委託者又はそれ以外の第三者に対して提供する場合には、提供先の適切な選定、提供先における当該情報の適正な取扱い等を担保するための措置は、法第 52 条の 61 の 10 第2項第2号の規定における「電子決済等代行業者が取得した利用者情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置」に該当するものと考えられます。その具体的な内容については、オープンイノベーションの促進と利用者保護のバランスを踏まえ、適切に定められる必要があるものと考えられます。
180	再委託先管理が適切に行われている場合には、銀行において個別審査の上で承諾を行うことが必須とはされない、という理解でよいか。	電子決済等代行業者による再委託先管理が適切に行われるのであれば、銀行に対し特定の方法を強制するものではありません。なお、契約における具体的な内容については、オープンイノベーションの促進と利用者保護のバランスを踏まえ、適切に定められる必要があるものと考えられます。
	▼施行規則第 34 条の 64 の 17	
181	① 施行規則第 34 条の 64 の 17 の定めは、施行規則第 34 条の 64 の9及び第 34 条の 64 の 10 の定めと異なり、電子決済等代行業再委託者又は銀行を介した対応に関する定め	①について、法第 52 条の 61 の 10 第2項各号に掲げる事項については、電子決済等代行業の過程においてのみ公表されるものではなく、広く一般に公表される必要があるものと考えられます。

	がないものの、預金者がECショップの販売する商品等に係る決済前に（預金者から電子決済等代行業者に対し指図がなされる前に）、商品選択から当該決済に至るまでの一連の流れのウェブページ中で、施行規則第 34 条の 64 の9の利用者に対する説明及び施行規則第 34 条の 64 の 10 に基づく電子決済等代行業と銀行が営む業務との誤認を防止するための情報の利用者への提供を利用者に対し提示する際に、法第 52 条の 61 の 10 第2項各号に掲げる事項を合わせて提示することをもって、利用者は当該事項を容易に閲覧できることから、法の定めを充足するものと思料している。 この解釈について、貴庁の見解を伺いたい。 ② 施行規則第 34 条の 64 の 17 の定めにより公表を行う法第 52 条の 61 の 10 第2項各号に掲げる事項は、銀行との契約によって定まる。 この点、当該銀行との契約は相対契約であることから、銀行毎に、その条件が異なることが想定されるところ、電子決済等代行業者において、利用者が指図の伝達を求める銀行を把握のうえ、銀行毎に異なる事項を公表することは、大幅なシステム改修等を要し、対応の困難さが容易に想定できるところである。 よって例えば、各銀行毎に異なる軽微な差異には着目することなく、各銀行との契約で共通的に定まっている又は主要な点において同様の趣旨であると理解できる事項を公表することで、法の定めを充足しているものと解釈し得ないか。 一例を挙げれば、法第 52 条の 61 の 10 第2項第1号における「銀行と電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項」について、「電子決済等代行業による指図の伝達において、電子決済等代行業者又は銀行の瑕疵により利用者に何等かの損害が被ったときは、当該瑕疵の帰責者たる電子決済等代行業者又は銀行が、利用者に対し賠償責任を負う。」といった内容が想定される。 この解釈について、貴庁のご見解を伺いたい。	②について、銀行毎に条件が異なるものであれば、銀行毎に公表する必要があるものと考えられます。もっとも、契約書に記載されている文言を全て記載する必要はなく、利用者が明確に認識できる形で要約することも許容されるものと考えられます。
182	契約の公表に際しては、銀行と電子決済等代行業者の間で締結する契約のうち、法第 52 条の 61 の 10 第2項各号に掲げる事項を含む条文をそのまま掲載する必要があるのか。要約したものを掲載することは可能か。また、各社一律の条文を用いている場合には、共通して掲載す	必ずしも条文をそのまま掲載する必要はなく、要約を掲載することも許容されます。なお、その際には、利用者が明確に内容を理解できる要約である必要があります。また、各社一律の条文であれば、共通して掲載することも許容されます。

	ることは可能か。	
183	銀行が改正法施行の際現に電子決済等代行業として法第2条第 17 項第1号の行為を営んでいる者（以下、みなし１号事業者）と法第 52 条の 61 の 11 第2項各号の内容を含まない契約を締結している場合、銀行は、同条第３項に基づきかかる契約の内容を含まない旨を、改正法施行後遅滞なく公表する義務を負うのか。本パブリックコメントに付された施行規則第１条の３の３により電子決済等代行業にあたらないとされた営業がある中で、既存の契約先がみなし１号事業者であるかどうかを判断するために個別具体的な業務内容を精査する必要があると認識しており、そのための猶予期間があることが望ましいと考えている。これらの状況を踏まえ、法第 52 条の 61 の 11 第2項各号の内容を含んだ契約を締結した後に、遅滞なく公表するという対応を行いたいと考えている。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、みなし業者が登録を受けた後、電子決済等代行業に該当する行為を行う前に、銀行と電子決済等代行業者との間で法第 52 条の 61 の 10 第2項各号に規定する事項を含む契約を締結する必要があるものと考えられます。
	▼施行規則第 34 条の 64 の 18	
184	電子決済等代行業者は、その行為を行う前に、銀行と契約を締結するよう規定されているところ（法第 52 条の 61 の 10 第1項）、当該銀行は、契約を締結するに当たって、電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、公表しなければならないとされている（法第 52 条の 61 の 11 第1項）。 外国銀行在日支店の場合、電子決済等代行業者との連携・協働の意図が無いケースがほとんどであり、改正法附則第 10 条で規定されている「連携及び協働に係る方針」（３月１日までに作成・公表済み）においても、その旨の表明をしたところである。 このように、そもそも連携・協働の意図が無い場合には、電子決済等代行業者との契約は見込まれず、“契約を締結するに当たって電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成”したり、公表したりする必要はない。 万一、連携・協働することとなり、契約を締結する場合に、作成・公表すればよい。 このような理解で差し支えないか。	改正法附則第 10 条に基づく連携及び協働に係る方針は、主にオープン API に関するものですが、電子決済等代行業者は必ずしも API を使用する事業者に限られないことから、外国銀行日本支店の場合であっても、電子決済等代行業者と接続する場合には、法第 52 条の 61 の 11 に規定する基準を作成し、公表する必要があるものと考えられます。
185	施行規則第 34 条の 64 の 18 のいう「基準」とは、法第 52 条の 61 の 11 第1項において「契約を締結するに当たって電子決済等代行業者に求める事項の基準」とされている。したがって、当該基準の作成・公表は、改正法施行後、同法に則った契約を締結する前までに行われていれば足りることを確認したい。	基準の作成については、改正法附則第２条第２項において、みなし業者との関係では最大6ヶ月間適用が猶予されていますが、あくまで登録が最大6ヶ月間猶予されるものであり、登録申請があった場合、標準処理期間が原則として１ヶ月（施行規則第 40 条第１項）とされていることから、施行日後速やかに作成・公表されていることが望ましいと考えられます。
186	施行規則第 34 条の 64 の 18 の基準の公表は	改正法施行後速やかに公表されることが望まし

	いつまでに行うべきか。法令上期限が定められていないとしても、改正法の趣旨を踏まえると、改正法施行後できる限り早期に公表するべきではないか。	いと考えられます。
	▼施行規則第 34 条の 64 の 19	
187	施行規則第 34 条の 64 の 19 各号に掲げられた措置や体制は、具体的にどのようなものを想定しているか示していただきたい。	社内規程の整備を含め、人的・物的な体制整備を想定していますが、必ずしもこれらに限られるものではありません。
188	API 接続以外にも画面連携方式の即時決済や銀行等が電代業者となる CMS など様々な電子決済等代行業者がある中で、サービスごとの基準ではなく、それらの接続基準のうち共通項目を抜出した概括的な基準を公表することを想定している。当該内容にて施行規則の主旨を満たすのか確認したい。	法第 52 条の 61 の 11 は、オープン・イノベーションを促進するという観点から、銀行に、電子決済等代行業者との契約の締結にあたって、電子決済等代行業者に要求する事項・水準についての基準を予め策定・公表することを求めるものです。そのため、例えば、API 接続を希望する事業者に固有の基準がある場合には、それが公表されていることが望ましいと考えられます。
189	接続基準について、一度作成・公表したものを途中で変更しても差し支えないでしょうか。	貴見のとおりと考えられます。
190	銀行は、施行規則第 34 条の 64 の 19 に記載の事由に関して、個別特定の事業者を優遇するように、特殊な情報管理措置を要求するといったことは許されない、という理解で良いか。	情報の安全管理措置については、電子決済等代行業者が扱う情報や業務の内容に応じて、合理的な内容である必要があると考えられます。また、その他の基準についても、オープンイノベーションの促進と利用者保護のバランスを踏まえ、合理的な内容である必要があります。
191	施行規則第 34 条の 64 の 19 第1号に関連して、銀行が競争相手となる他の銀行といった、セキュリティ、不正利用の可能性がない、特定又は一定のグループの事業者に対する情報を提供することをもって、安全管理措置として不十分であるとする基準を定立することや、適切なセキュリティ、不正利用防止の態勢が整備されているにも関わらず、銀行の事前承諾がなければ第三者への情報の提供を許さないとして、実質的に上記のような基準を定めることは許されないということでよいか。	
192	施行規則第 34 条の 64 の 19 は契約締結時における銀行が採用する基準に関する規定であるが、この基準に違反する事象が生じていないにも関わらず、何らかの理由を主張して、銀行が契約の中途解約や期間満了後の更新拒絶を行うことは許されないと考えてよいか。 この場合、銀行が公表された基準を変更しない限り、契約の開始時点だけでなく、継続期間中の解除・解約権行使、更新時の拒絶が当該基準に合致する事業者を不合理に差別することは許されないという理解で良いか。	前段について、基準違反がなくとも、契約に規定された解除事由その他の正当な事由が認められる場合には、銀行が契約の中途解約や期間満了後の更新拒絶を行うことが許容される場合があると考えられます。 後段について、銀行が公表した基準のみならず、銀行と電子決済等代行業者との契約における条項に従い、契約解除等が許容される場合があり、その場合には不合理な差別とならないと考えられます。
193	銀行は、実際に適格性審査に用いる基準を、法令上の規定の項目以外にも設けることが考えられる。そうした場合に、実際に審査に用いられ	銀行が公表している基準に記載されていない事項であっても、例えば、反社会的な者と関係を有している者でないことなど、社会通念上判断の基準と

	る基準が公表されていないと不合理な差別がされているかどうかを判断できないので、公表されていない行内の基準を理由に接続拒否を行うことは許されないと考えてよいか。	することが当然であると認められるような要件について電子決済等代行業者が充足していない場合には、銀行が契約締結を拒むことも許容されるものと考えられます。他方、「自行のサービス又は子会社・関連会社・提携先会社のサービスと競合している」との理由のみで拒絶すること等は、当該事項が基準として公表されているか否かを問わず、通常合理的な理由によるものとはいえないと考えられます。
	●監督（施行規則第 34 条の 64 の 20～第 34 条の 64 の 22）	
	▼施行規則第 34 条の 64 の 20	
194	総勘定元帳について電磁的方法により作成し、かつ、電子保存ができるという理解でよいでしょうか。また、保存場所には制限がなく、クラウド上に保存することも可能であるという理解でよいでしょうか。	銀行法に基づき作成される総勘定元帳については、内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等に規定する要件を満たす場合には、電子的な保存が可能となります。なお、法人税法その他の法令により求められる保存方法については、別途当該法令に従う必要があると考えられます。
195	法第 52 条の 61 の 12 及び施行規則第 34 条の 64 の 20 は、電子決済等代行業者に対し、総合勘定帳の作成及び 10 年の保存を義務づけている。 この総合勘定帳について、現に当社の事業に係る会計・経理処理のために作成しているものをもって代えることを想定しているが、当該総合勘定帳は、電子決済等代行業に係る事業だけではなく、電子決済等代行業に該当しない事業に係る内容も含んだものである。このような総合勘定元帳であっても、法の要件を充足するものと解釈しているが、この解釈に関し貴庁のご見解を伺いたい。	貴見のとおりと考えられます。
	▼施行規則第 34 条の 64 の 21	
196	金融商品取引法第 24 条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない電子決済等代行業者及び銀行等である電子決済等代行業者については、貸借対照表及び損益計算書又はこれに代わる書面の提出義務は法第 20 条に規定する提出で足りるという理解でよいか。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、電子決済等代行業者については、法第 52 条の 61 の 13 の規定に基づき対応することが必要であると考えられます。
	▼別紙様式	
197	法第 52 条の 61 の 13 及び施行規則第 34 条の 64 の 21 は、別紙様式による報告書の作成を義務づけている。 この別紙様式第 22 号の5. において、電子決済等代行業再委託者数の記載が求められており、合わせて注釈として、「自身が直接取引を行う者の合計者数」と示されている。この「自身が	施行規則第 34 条の 64 の9第2項では、電子決済等代行業再委託者について、電子決済等代行業者に対して二以上の段階にわたる委託を行う者も含むこととされていますが、別紙様式第 22 号の第5項の「自身が直接取引を行う者」は、この二以上の段階にわたる委託を行う者は含まないという趣旨です。ご指摘の EC ショップが貴社に対して二以上の

	直接取引を行う者」とはどのような意味合いか、貴庁の見解を伺いたい。 　たとえば、当社が、他の決済代行事業者に対し、銀行決済サービスを卸売販売（ライセンス）し、当該他の決済代行事業者が、自らの名において契約を締結した EC ショップに対し銀行決済サービスを提供する場合（この EC ショップで商品等を購入した預金者から銀行に対する指図の内容の伝達は、当社が行う）、当該他の決済代行事業者と契約を締結したECショップは、「自身が直接取引を行う者」には該当しないと理解して相違ないか。	段階にわたる委託を行う者であれば、当該ECショップは、上記の「自身が直接取引を行う者」には該当しないと考えられます。
	●認定電子決済等代行業事業者協会（施行規則第 34 条の 64 の 23～第 34 条の 64 の 26）	
	▼全般	
198	電子決済等代行業者の定義に合致する業者（法第2条第17項）は、APIやスクレイピングによって口座明細情報の取得や資金移動の指図を行うフィンテック事業者のみならず、既存の即時口座振替サービスを提供する決済代行事業者やネットワーク事業者も含まれると解されるが、対象事業者が斯様に多様かつ多岐にわたることを踏まえれば、業態毎に複数の認定電子決済等代行事業者協会（法第 52 条の 61 の 19～第 52 条の 61 の 29、施行規則第4節）を設立し、それぞれの協会において異なる自主規制を策定することも法令上、認められるとの理解でよいか。	貴見のとおりであり、法令上、認定電子決済等代行事業者協会は必ずしも1団体に限られるものではありません。もっとも、電子決済等代行業の健全な発展のためには、実効性のある自主規制機能が確立されるよう、単一の自主規制団体において自主規制規則の策定・運用などの対応が行われることが望ましいと考えられます。
199	改正法においては、法令上、電子決済等代行業者が遵守すべき大枠のルールのみが定められ、詳細なルールや実務的な論点については、認定電子決済等代行事業者協会（法第 52 条の 61 の 19～第 52 条の 61 の 29、施行規則第4節）が担うことになっている。仮想通貨交換業者に関する規制では、認定資金決済事業者協会（資金決済法第 87 条）、指定仮想通貨交換業務紛争解決機関（資金決済法第 63 条の 12）が業界内の派閥対立により設立されず、顧客保護について十分な自主規制が存在しないまま事業拡大に至り、結果として利用者被害が拡大した経緯を踏まえれば、当局は、改正法施行日までに、認定電子決済等代行事業者協会の設立および実効性のある自主規制の策定がなされるよう、業界任せではなく、内容面も含め十分に関与すべきではないか。当局は具体的にどのような関与を行っているのか。	ご意見として承ります。なお、認定電子決済等代行業事業者協会の認定申請があれば、法第 52 条の 61 の 19 に掲げる要件への該当性等を踏まえ、認定の可否を判断してまいります。
200	認定電子決済等代行事業者協会（法第 52 条の 61 の 19～第 52 条の 61 の 29、施行規則第4節）について、電子決済等代行業者はベンチャー企業が多く実効性のある自主規制策定能力	ご意見として承ります。

	に限界があること、同業同士で馴れ合い、お手盛りを図る恐れがあることを踏まえれば、当該協会の運営に対して第三者による実効性のあるガバナンスを確立することが極めて重要であると考えられ、当局や当局OBから役員等を派遣し、規律付け、牽制を行うべきではないか。	
	▼施行規則第 34 条の 64 の 24	
201	会員名簿を認定電子決済等代行事業者協会の事務所に据え置くとともに、インターネットの利用その他の方法により、銀行及び電子決済等代行業者の利用者が常に容易に閲覧することができるよう、改めていただけないか。	会員名簿をインターネットの利用等により閲覧できるようにするかどうかは、認定電子決済等代行事業者協会がその設立目的に照らして自主的に判断する事項であって、一律に強制するには適さないものと考えられます。
	▼施行規則第 34 条の 64 の 25	
202	施行規則第 34 条の 64 の 25 第1号に関し、申請中の事業者についても把握する必要があるか。	改正法附則第2条第2項の適用を受ける事業者については把握する必要がないものと考えられます。
203	施行規則第 34 条の 64 の 25 第3号に規定の「認定電子決済等代行事業者協会が必要と認める情報」として現時点で想定される情報とはなにか。	認定電子決済等代行業業者協会が適切に判断する事項であり、現時点で具体的に想定しているものはありません。
	●その他	
204	電子決済等代行業者は"The Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership"(TPP11)の Chapter 11 に規定される"financial institution"に該当するとの理解でよいか。	TPP11 金融サービス章において金融機関は、「締約国の領域内に所在する金融仲介機関その他の企業であって、当該締約国の法令に基づき、金融機関として業務を行うことを認められ、及び金融機関として規制され、又は監督されるもの」と規定されております。 上記の要件を満たす電子決済等代行業者については、ご理解の通りと考えられますが、その判断については、上記定義の「締約国の領域内に所在する」かどうかという点等について、個別事例ごとに実態に即して検討されるべきものと考えられます。
205	電子決済等代行業再委託者(施行規則第 34 条の 64 の9に定める者、以下同じ。)が電子決済等代行業再委託者としての業務に関し著しく不適当な行為を行った場合においても、何らの行政法上の不利益処分(行政手続法第2条第1項第4号に定めるもの。)を受ける恐れはないとの理解でよいか。また、かかる場合においても、その経緯は法第 52 条の 61 の5に規定される登録拒否の処分において斟酌されないとの理解でよいか。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、電子決済等代行業再委託者の行為そのものを理由に当該電子決済等代行業再委託者が委託を行う電子決済等代行業者が行政法上の不利益処分を受けることはありませんが、当該行為が行われた経緯等において、当該電子決済等代行業者の「電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するために必要があると認める」事情が認められる場合には、当該電子決済等代行業者は、行政法上の不利益処分の対象となり得るものと考えられます。
206	電子決済等代行業者は、「顧客本位の業務運営に関する原則」(金融庁平成29年3月)が定める「金融事業者」に該当するのでしょうか。	「顧客本位の業務運営に関する原則」では、「金融事業者」という用語を特に定義しておらず、顧客本位の業務運営を目指す金融事業者において幅広く採択されることを期待しているところです。

207	改正法附則第2条において、法律施行日より6月間登録しなくとも既存の電子決済等代行業を継続することができるとされているが、電子決済等代行業者（第2号事業者）が行わなければならない事項とされている「利用者に対する説明」等についても、同様に登録するまでの間は対応義務が猶予されると考えて良いか。	利用者に対する説明については、電子決済等代行業者としての登録が行われるまで猶予されるものではなく、改正法の施行日に適用が開始されることになります。
208	今回創設された電子決済等代行業制度によってカバーされる行為の範囲と銀行代理業制度によってカバーされる行為の範囲には一部において重複が生じるものと考えられる。その重複範囲については銀行代理業の許可のみで営業を行うことが可能であると思料されるが、この理解でよいか。	銀行代理業は銀行からの委託を受けて行われる行為である一方、電子決済等代行業は預金者からの委託を受けて行われる行為です。このため、銀行代理業と電子決済等代行業の双方の定義に該当する行為があることも考えられ、その場合には、銀行代理業者と電子決済等代行業者それぞれの規制が適用されることになると考えられます。 なお、銀行代理業者が電子決済等代行業を営む場合は、電子決済等代行業の登録を受けるとともに、銀行代理業に関し兼業の届出が必要となります。
209	決済指図の取次ぎ行為について、銀行代理業と電子決済等代行業の違いは、両者が同一の行為を行っていたとしても、前者が銀行からの委託、後者が預金者からの委託という違いがあると理解されるところ、前者は免許制、後者は登録制となっている。ところで、銀行代理業では、銀行に民法上の使用者責任に準じる責任として、監督責任を負わせ、かつ預金者に生じた損害について銀行は銀行代理業者と連帯して責任を負う点で、利用者保護について十全な措置が定められている。一方、電子決済等代行事業者規制では銀行との契約において責任分担を定めればよく、銀行は電子決済等代行業者の使用者ではなく、預金者自らの代理人であるから、銀行が預金者に対して連帯して責任を負うことまでは定められていない。法理論的に考えると、銀行による監督機能の発揮が期待され、かつ銀行が預金者に対して連帯責任を負う銀行代理業と比較して、預金者からの委託という法形式をとる電子決済等代行業では、公衆である預金者に必ずしも業者に対する監督能力が期待できないことから、当局が預金者に代わって電子決済等代行業者の業務の適正性を担保することがより強く求められるはずである。そうであるならば、むしろ銀行代理業を登録制、電子決済代行業を免許制とすべきではないか。当局は銀行代理業制度と電子決済代行業制度の整合性についてとのように考えているのか。	電子決済等代行業者は、自ら利用者の資金を取り扱わないものの、例えば、情報の誤伝達があった場合には、顧客が適切に決済を完了できない事態が生じるなど、決済システムの安定性に悪影響を与えるおそれがあること、一般利用者の為替取引や口座に関する情報という、極めて機微な情報を取り扱う立場でもあり、不適格者等によってこれらの情報が入手・悪用されることを防止する必要があることから、登録制としています。これに対し、銀行代理業者については、業務遂行能力や信用力が明らかでない者も含まれる上に、取り扱う業務内容が日々の現金決済や貸付業務など、金融決済システムにも顧客にも重大な影響を及ぼしうるものであることを踏まえ、参入にあたって、業務遂行能力や信用力を十分審査する必要があることから、許可制としています。これらの差異に鑑みると、銀行代理業者を許可制、電子決済等代行業を登録制とすることは妥当であると考えます。
210	販売店等の事業者が不適切な販売方法をとっていないかを、電子決済等代行業者が調査し、必要に応じて提携関係から排除すべき義務を、施行規則に明記すること。または、少なくと	前段について、クレジットカードを用いた決済では、商取引と決済が密接に関連性を有しているところ、電子決済等代行業においては、法第2条第 17 項第1号に掲げる行為についていえば、決済に着

	も、資金決済法第 21 条の2を参考として、電子決済等代行業者による、苦情処理に関する措置に関する規定を設けること。理由は以下のとおり。 法第 52 条の 61 の8は、「電子決済等代行業者は、電子決済等代行業に関し、内閣府令で定めるところにより、(中略)健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。」と定めています。ところが、今回の府令案には、電子決済等代行業に係る情報の安全管理措置や、個人利用者情報の安全管理措置等に関する定めがあるにとどまり、預金者からの苦情に誠実に対応し、預金者の契約の相手方となる販売店や役務提供事業者に対する調査義務等に関する規定が含まれていません。 改正法の定義によれば、電子決済等代行業者の業務には、決済指図伝達事業者(PISP)の事業すなわち、「銀行に預金の口座を開設している預金者の委託を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことの当該銀行に対する指図の伝達を受け、これを当該銀行に対して伝達すること 」が含まれます。 近年、クレジットカードを用いた決済においては、アクワイアラーに加盟店管理義務が課され、不適切な販売方法を採用する販社を決済システムから排除する取り組みが進められてきました。これによって、悪質な販社はクレジットカード決済を利用しにくくなり、消費者被害の防止に役立ってきました。 ところが、悪質な販社は、決済代行業者による決済システムを利用するようになり、いわゆるサクラサイト詐欺などの消費者被害の多くが、この決済システムを通じて発生することとなりました。決済代行は、クレジットカードの加盟店管理の抜け道として悪用されるようになったわけです。 同様に、悪質な販社が、決済指図伝達事業者が提供するサービスを利用して、消費者である預金者に、スマホアプリ等で代金を送金させるといった事象が発生するおそれがあることは容易に想定できます。 それにもかかわらず、今回の府令案には、電子決済代行業者による加盟店管理に関する規定がありません。 電子決済等代行業者(決済指図伝達事業者)は、自らが提供する決済サービスが悪用されないよう、これを利用する事業者を選別し(加盟店管理)、その後も不適切な利用がないかを監視(途上審査)させるべきです。少なくとも、消費者である預金者からの苦情が上がってきたときは、これに誠実に対応し、消費者被害を回復な	目するものであり、必ずしも商取引との一体性があるものではありません。これらの差異に鑑み、電子決済等代行業者に販売店等の管理義務を課すことは適切ではないと考えられます。 後段について、電子決済等代行業者には、銀行法第 52 条の 61 の9において利用者に対する誠実義務が課されており、当該義務の一内容として苦情の適切な処理も含まれるものと考えられます。

	いし防止する措置を講じさせるべきです。 資金決済法第 21 条の2は、苦情処理に関する措置として、「前払式支払手段発行者は、前払式支払手段の発行及び利用に関する利用者からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならない。」と定めています。少なくとも、これに類する規定を、今回の府令にも導入すべきであると考えます。	
211	今回の法改正では預金取扱金融機関とのAPIのみが対象となっているが、一般的なアカウントアグリゲーションサービスでは、クレジットカードや電子マネー、ポイント、保険等の明細もスクレイピング等によって取得して、統合的に提供されている。預金取扱金融機関だけ API を開放しても、利用者にとってはほとんど価値のあるサービスにならず、オープンイノベーションを促進する観点からは、クレジットカード事業者や電子マネー事業者、生命保険会社、資金移動業者等の金融業者に対しても、API の体制整備義務を課すべきではないか。また、スクレイピングのために利用者から提供を受けた認証情報が不正に利用されて資金が盗まれるリスクは、預金取扱金融機関に限らず、電子マネーやクレジットカードでも同様であり、また、多くの利用者は、複数の金融取引で同一の認証パスワードを使っている実態を踏まえれば、預金取扱金融機関に対するスクレイピングだけを規制しても利用者保護の法目的は達成されないのではないか。クレジットカードや電子マネー、資金移動業のパスワードを利用して預金取扱金融機関のセキュリティも突破されるおそれがあり、預金取扱金融機関の重要性に鑑みて同金融機関とのスクレイピングだけを規制するという論理は、実際の不正リスク事案の実態を踏まえると、必ずしも合理的な根拠にはならないのではないか。	今回の法改正は、決済の分野において、顧客と金融機関の間に立って、顧客からの委託を受け、ITを活用した仲介サービスを提供する事業者が登場・拡大しており、このようなサービスが適切に提供されない場合には決済の安定性が害されることになることから、決済において特に重要な役割を担う銀行等の預金取扱金融機関と接続してサービスを提供する事業者について制度を整備するものです。例えば証券会社等の他の金融機関と IT を使用した仲介サービス事業者に関して同様の法制を整備する必要があるかについては、サービスの実態や利用者保護の要請も踏まえ、慎重に検討していく必要があると考えられます。
212	悪質サイト事業者に関する電子決済トラブルが多発した場合に、同種被害を防ぐための制度が必要と思います。 具体的には、電子決済等代行業による決済手段を利用した悪質サイト業者のトラブルが発生した場合、電子決済等代行業者に関する法律及び政令・府令により適切な是正措置を命ずることができるように、資金決済法第 21 条の2や割賦販売法第 30 条の5の2、第 35 条の 17 の8のような苦情の適切処理義務の規定を設けるべきです。	電子決済等代行業者には、法第 52 条の 61 の9において利用者に対する誠実義務が課されており、当該義務の一内容として苦情の適切な処理も含まれるものと考えられます。
213	電子決済等代行業者について、監督指針や事務ガイドラインは作成しないのでしょうか。	現時点ではガイドライン等を策定・公表する予定はありません。
214	電子決済等代行業者は、法第 52 条の 61 の2	ご意見として承ります。

	の規定により、登録を行わなければ、電子決済等代行業を営むことはできないとされている。そして、利用者に対する説明義務（法第 52 条の 61 の８第１項）、利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理、業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置義務（法第 52 条の８第２項）、その他の義務を法律により課せられている。そしてその細目は内閣府令等に委任されており、電子決済等代行業者としてはそれら内閣府令の規定を確認しなければ、法の求める義務を適切・的確に履行できない状態であった。そして、内閣府令の案は平成 30 年３月９日の段階で初めて貴庁より公表されている。 この点、電子決済等代行業者としての登録は、改正法附則第２条により６ヶ月間の準備期間があるものの、利用者に対する説明義務などの電子決済等代行業者が履行するべき義務の一部は、当該準備期間（又は猶予期間）は設定されておらず、電子決済等代行業者は法の施行日である平成 30 年６月１日より直ちに義務を履行する必要がある。 しかしながら前述の通り、内閣府令が発表された平成 30 年３月９日から考えれば準備期間は約３ヶ月しかなく、電子決済等代行事業者においては場合によってはシステム面の改修等を要するところ、その準備期間は極めて短期間であると言わざるを得ない。また形式的には、法が定める義務の不履行は、法第 52 条の 61 の 16 の業務改善命令を惹起する一因であると想定するが、業務改善命令への不対応は罰則規定（過料）も設けられているところ、前述の背景（関連法令の公表タイミングと法施行日までの期間が短いこと）を踏まえると、電子決済等代行業者にとって酷な状況であると言わざるを得ない。 このような背景がある中で、本年６月１日以降、電子決済等代行業者（改正法附則第２条の規定による、みなし業者を含む。）が、利用者に対する説明義務、利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理の措置義務、その他法令の定める義務を遵守できていない場合、貴庁としてどのようなスタンスで監督・指導等を行うのか、その方針について伺いたい。 例えば、前述の背景を踏まえ、システム改修その他やむを得ない理由により法令の定める義務を遵守できていない場合であっても、（義務の履行に向けて）一定の予定・スケジュールが構築されていれば、貴庁においても業務改善命令（法第 52 条の 61 の 16）の発布を差し控える等、電子決済等代行業者の状況等を踏まえた柔軟な対応を想定しているか。	

215	電子決済等代行業は、法第2条第 17 項に定義されているものの、具体的なサービスが電子決済等代行業に該当するか否かについては、当該サービスの提供者が自ら法令を解釈し具体的あてはめを行う必要性がある。 この点、仮にあるサービスの提供が電子決済等代行業に該当するとして、当該サービスを行う事業者 A は自ら法令等を把握・解釈のうえ電子決済等代行業に該当すると判断し法の定める義務を履行してサービス提供を行う一方、別の事業者Ｂは法令等を存知せず、又は誤った解釈により電子決済等代行業に該当しないと判断し、法の定める義務を履行せずサービス提供を行う可能性があると想定する。 この場合事業者 A はコストをかけて法の義務を履行しており、当該コストを顧客向け価格に転嫁する必要があるが、事業者 B は当該コストが発生していないため、当該コストを顧客向け価格に転嫁する事業者 A と比して価格競争力を得ることとなる。これは、法の義務を適切に履行した者が損を被ることとなり、公正な競争の観点から、妥当ではないと思料する。 むろん無登録で電子決済等代行業を行った場合には、罰則（法第 61 条第8号等）があるものの、事業者 A の視点から考察した場合、当該罰則は事後的な救済措置であり、公正な競争環境を確保するという観点からは、実効性が高いとは評価しがたい。 上記を踏まえて、貴庁において、電子決済等代行業者からの登録申請を受け、これを承認していく過程において電子決済等代行業に該当すると判断したサービスについては、その旨を公衆に発表・告知、又は該当企業に対する通達を行うことが、公正な競争環境の確保に資すると思料する。貴庁において、左記又はそれに類する対応を行う予定等は存するか。ご教示願いたい。	ご意見として承ります。 なお、無登録で電子決済等代行業を行っている者を把握した場合は、適切に対応して参ります。
216	施行規則第 34 条の 64 の3について、法施行日に現に電子決済等代行業を営む者については、6ヶ月間登録が猶予され、口座情報の取得のみを行う業者については2年間銀行等との契約締結義務が免除されているが（改正法附則）、仮想通貨交換業では登録が猶予された「みなし業者」において問題が発生し、また当局が問題発生までみなし業者の実態把握を十分に行っていなかったことが被害拡大の原因となった可能性があることを踏まえれば、本改正法に基づく電子決済等代行業者のみなし業者に対しても、なんらかの問題が発生するまで不作為とすることは適当ではなく、法施行後、ただちに報告命令を発し、利用者保護体制や登録要件充足に向け	ご意見として承ります。

	た準備状況等について実態把握をする必要があるのではないか。	
217	本改正により、法施行後2年を経過した後は、金融機関との契約を締結することなく行うスクレイピングは禁止されると理解。一方で、利用者からみて、なんら規制を受けない他のクレジットカードや電子マネーの ID、パスワードを預けるのと変わらない銀行の ID、パスワードを一連の流れで登録する際に、銀行口座に限って登録を受けた業者かどうか殊更確認するとは考えられず、金融機関からみても、スクレイピングは第三者が利用者になりすましてアクセスされるため、認知できないことが多いと聞いている。未登録の違法な電子決済等代行行為を当局はどのように取り締まるのか。事実上、不可能ではないか。	ご指摘も踏まえ、無登録で電子決済等代行業を行っている者を把握した場合は、適切に対応して参ります。
218	施行規則第1条の3の3各号の行為を電子決済等代行業に該当しない行為として規定することは反対である。というか、この様な行為であっても、それが電子決済であり代行であれば、電子決済等代行であるはずである。(そして実態として毎回代行という様態であるのであれば、毎回代行であるはずである。) ごまかしの様にして行う本来的な規定のあり方に背いた規定は止められたい(利益関係者に関係ある者が金融庁内にいる事も考えられるのであるが、この様な改正内容については、この疑いはせざるを得ないと考える。)。 なお、「定期的な支払」というのは、「定期的な支払」かつ結局1度のみしか用いない、という様な組み合わせの発生により、結局単なる電子決済等代行に容易になってしまうのであるが(例えば、通信販売等において「おトクな定期購入」で商品を購入しても1度しか利用しない、などという様な場合に相似する様な状況の存在を考慮してみていただきたい。)、この様な事態が横行するであろう事は想像に難くないのであるし、また既に述べたとおり、それが電子決済であり代行であれば電子決済等代行であるので、この改正は不可である。	施行規則第1条の3の3においては、リスクが比較的限定されており、利用者保護の観点から、必ずしも規制の対象とする必要がないと認められる行為を電子決済等代行業に該当しない行為として規定しており、ご指摘の懸念はあたらないと考えられます。なお、同条第1号の「定期的な支払を目的として行う行為」には、1回のみ行われる行為は含まれません。
219	今般の電子決済等代行業に係る法改正について、これまではなかなか進んでこなかった銀行 API 開放を促進するきっかけとなる点においては、Fintech 推進に向かうための大きな一助となると評価しているが、一方で、規制の対象・範囲・態様は目的に照らして必要最小限であるべきところ、イノベーションを促進し、ニューエコノミーを促進する目的とは無関係であり、かつこれまで特にトラブルもリスクへの懸念も発生していなかった既存の Fintech ビジネスへの規制を	ご意見として承ります。 なお、今般の改正法は、国会における審議を経たうえ、可決・成立したものです。 このため、電子決済等代行業制度は、利害関係者の多様な意見が十分に踏まえられた上で創設されたものと考えられます。 いずれにせよ、当庁としては、引き続き、利用者保護を確保しつつ、オープン・イノベーションの推進に努めてまいります。

	新たに追加しようとしている点においては、Fintech 推進を阻害する過剰な規制であり、反対である。 特に、今般の法改正にあたっては、結果的に既存ビジネスに大きな影響を与える内容になるにもかかわらず、法改正に先立つ議論から改正法案提出、府令案公表に至るまでの過程において、事業者を交えたうえでの立法事実の確認や対象となるリスクの分析、具体的事例を用いた検討、既存の事業活動への影響の確認、規制内容の妥当性の議論等が十分に行われていなかったと認識しており、共通認識が形成されないまま新たな規制を導入しようとした点に大きな問題がある。 府令案の公表によって改めて明確になった今般の銀行法改正の問題点を以下の通り指摘する。 （1）口座振替や入力補助サービスを規制すべき立法事実がない 現在広く一般に行われているリアルタイム口座振替や情報リンク形式による送金先・送金額のみの伝達について、新たな規制を課すべき立法事実は確認されていない。既に各銀行がこれらを可能にするシステムやネットワークを、主に自行に法人口座を持つ事業者向けに自ら構築し、規制の必要性の議論を喚起するようなトラブルを発生させずに Fintech が進んでいたのであって、Fintech 促進のために規制が必要であるとも考えられない。 リアルタイム口座振替や情報リンク形式による送金先・送金額のみの伝達について、具体的にどのようなリスクが現に存在するのか、そのリスクに対してどのような規制が必要であるのか、法改正にあたって分析も議論・検討もされず、府令案でも明らかになっていない。 （2）議論や検討が不十分であり、事業者にとっては不意打ちである 今般の法改正に先だって、事前に事業者や有識者を交えて検討を行った金融制度ワーキング・グループにおいては、報告書を見て明らかな通り、主にスクレイピングによる情報取得サービスが情報の安全管理上の懸念から議論の中心となっており、現在広く一般に行われているリアルタイム口座振替や情報リンク形式による送金先・送金額のみの伝達、収納代行サービス等は議論の対象となっていなかった。収納代行サービスについては、金融庁から明確に議論の対象外である旨の発言があったことが議事録から確認できる。 ところが、法案提出後の国会答弁や今回の府令案で、ワーキング・グループでは議論がされておらず当初想定していなかった範囲の既存サ	

	ービスが新たに規制対象となることが明らかになった。これは、影響を受ける既存サービスを提供する事業者にとってはまさに「不意打ち」であったといえる。 　リスクの分析や当該リスクに対する規制のあり方、既存ビジネスへの影響範囲等を議論・検討することなく規制を追加し、結果として既存ビジネスに影響を及ぼすことは、Fintech の発展を阻害することに他ならない。 （3）適用除外の要件とされている「利用者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるもの」の判断要素が不明瞭である 　上述のとおり規制対象となるリスクが不明瞭であることにも起因しているが、法第2条第17項における「利用者の保護に欠けるおそれが少ないと認められる」ための判断要素が不明瞭である。 　例えば、施行規則第1条の3の3第1号では、特定の者に対する定期的な支払を目的として行う行為であれば適用除外とされているが、特定の者に対する定期的でない支払を目的として行う行為は、第2号乃至第4号に該当しない限り適用除外にならないと認識している。 　仮に、口座振替におけるリスクが、事業者から銀行への引落依頼額の伝達に間違いがあった場合と仮定した場合、例えば 10 万円を引落す予定だったが銀行に 11 万円の引落を依頼してしまう可能性というリスク自体は、定期的な支払であっても、定期的でない支払であっても、両者に違いはなく、また、いずれの場合でも 10 万円を引き落とす予定であることを預金者に予め知らせることは可能であり、さらに、いずれの場合でも予定と実際の引落額が異なっていたことは引落が実行された後にしか預金者からはわからない。定期的な支払であることで、定期的でない支払と比して消費者の保護に欠けるおそれが少ないと判断される根拠が見当たらない。 （4）口座振替を預金者の委託を受けて事業者が決済指図の伝達をしていると整理することが理論的でない 　そもそも口座振替は、支払者である預金者と支払いを受ける者である事業者との事前合意に基づき、事業者が銀行と口座振替契約を締結したうえで、事業者からの請求に応じて預金者の都度の指示や確認を行わずに引き落としを行うことを予め預金者が銀行に対して依頼しておくものであり、各引き落とし依頼そのものは預金者を経由せず、事業者から銀行に対する請求額の通知によって行われるものであって、決済指図が預金者からの委託で行われていると整理することには違和感がある。 　この点、今年施行された EU の新決済指令で	

	ある PSD2 でも、口座振替は「DirectDebit」とされており、PIS（Payment Initiation Service）とは別に規定されている※。また、PSD2 においてPIS を提供するための API 接続にあたって、PIS 提供事業者と銀行との契約は必要とされていない。 仮に口座振替という仕組み自体に何らかの重大な問題があるのであれば、口座振替についてリスクを分析のうえ検討すべきであって、電子決済等代行業とは区別すべきである。 ※ Directive 2015/2366/EU Title 1、 Article 4 、paragraph 23 および Payment Services Directive: frequently asked questions 5.B 参照 （5）送金先と送金額を銀行に伝えるだけで、決済指図の実行と同内容の規制を課すことは合理的でない 従来から広く一般に存在する、情報リンク形式による送金先・送金額のみの伝達サービスは、いわば入力補助サービスのようなもので、むしろ利用者の入力ミスを防ぐために重要な役割を果たしており、利用者の実際の送金指示の前に、利用者は銀行サイトに完全に遷移したうえで自らログインし、確認画面で振込先と振り込み額を確認し、通常のオンラインバンキングと同様第2認証を経て初めて送金指示がなされる。利用者が送金指示を行う前に内容を確認することも、送金指示をせずに中止することも可能である。このようなサービスを、決済指図自体を伝達し送金指示まで完了するサービスと同等に扱うべきではない。また、繰り返しになるが、情報リンク形式による送金先・送金額のみの伝達サービスでトラブルが発生しているという立法事実はない。 そもそも、多くの情報リンク形式による送金先・送金額のみの伝達サービスは、各銀行が、自行に法人口座を持つ事業者向けに、自行に口座を持つ預金者からの代金振込をし易くするために提供しているサービスであり、預金者の委託により事業者が「電子決済等代行」サービスを提供しているとは言えない。 （6）銀行による API 開放によって新たに生まれ得るサービスに着目すべきである Fintech 促進のために必要な環境整備を行うのであれば、銀行の API 開放によって、現在は日本で提供されていない新しい Fintech サービスがどのような環境を整備すれば生まれるのかに着目したうえで必要な措置を講じるべきであると思うが、その観点での議論や検討は行われていない。例えば、現在は、事前に口座振替依頼を行うことなく、また銀行サイトに遷移することな	

	く、事業者が提供するアプリ上で送金先と送金額を指定し決済指図の実行まで行えるようなサービスは出現していないが、銀行による更新系の API 開放によってそのようなサービス提供も可能になるところ、更新系 API の開放を促進しそのようなサービスを出現させるためにはどのような環境整備を行うべきなのかといった前向きな視点での議論を行うべきである。	
220	現在、金融審議会「金融制度スタディ・グループ」において、機能別・横断的な金融規制の整備等、情報技術の進展その他の我が国の金融を取り巻く環境変化を踏まえた金融制度のあり方について検討が行われている。Fintech の促進という観点でこのような検討が行われることは重要であるが、結果として規制強化ばかりするような事態を招かないよう注意すべきである。これまでの議論の内容を見る限り、「リスクに応じた」規制を検討することの重要性についての発言はあるものの、現時点では具体的にどのようなサービスにおいてどのようなリスクが存在しているのか、リスクの分類のあり方やリスクの大小の考え方といったリスクの整理・分析は行われていないと認識している。またスタディ・グループの委員には事業者が含まれておらず、具体的なサービス事例に基づいた検討もなされていない。つまり、各機能への規制の必要性そのものについてもまだ評価できる段階にないことに留意すべきである。このような状況で拙速に「横断的法制の導入が必要」という結論を導きだすことのないよう、また Fintech を阻害する制度とならないよう、事業者も交えて慎重な議論・検討をしていただきたい。当連盟としても、Fintech 促進・新産業育成の観点から引き続き様々な提言を行っていく所存である。	ご意見として承ります。

● **保険業法施行規則、信用金庫法施行規則（電子決済等代行業）関係**

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	●保険業法施行規則	
221	保険会社本体において、当局の認可を得たうえで、他の保険会社等の「保険料の収納事務及び保険金等の支払事務」（保険業法施行規則第 51 条第１項第１号ロ）を行っているケースがある。当該業務が電子決済等代行業に該当する場合、前記規定を根拠規定として、改正法施行後も当該業務は実施可能との理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。 ただし、ご指摘の業務が電子決済等代行業に該当する場合には、銀行法施行規則第１条の３の３に規定する「電子決済等代行業に該当しない行為」に該当しない限り、電子決済等代行業者としての登録が必要となります。
	●信用金庫法施行規則	
222	改正法において、銀行法上の電子決済等代	信用金庫法施行規則第 64 条第5項第2号の3の

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	行業の登録を受けた業者は、信用金庫法上の届出をすることで（登録を受けることなく）信用金庫電子決済等代行業も営むことができるとされています。この点、信用金庫法施行規則第 64 条第５項第２号の３によれば、信用金庫は信用金庫電子決済等代行業に係る業務を専ら営む子会社を保有することができるとされていますが、銀行法上の電子決済等代行業に係る業務を専ら営む子会社を保有することは認められていないように思われます。そうすると、信用金庫は上記のような電子決済等代行業と信用金庫電子決済等代行業をあわせ営む会社を子会社とすることができないという理解になりますでしょうか。一般的に、電子決済等代行業と信用金庫電子決済等代行業をあわせ営む会社においては電子決済等代行業に係る業務の比重が大部分を占めると考えられるため、そうした会社であっても子会社として保有できるように手当てしていただきたい。	根拠規定である信用金庫法第 54 条の 21 第１項第１号ロ又は第 54 条の 23 第２項第２号では、信用金庫又は連合会の子会社の業務範囲として、信用金庫の業務に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定める金融関連業務を専ら営むことが可能である旨規定しています。当該規定の趣旨及び改正法を踏まえれば、信用金庫法施行規則第 64 条第５項第２号の３及び第 39 号に基づき銀行法に規定する電子決済等代行業に係る業務を併せ営む子会社を保有することは可能とも考えられますが、ご指摘を踏まえ、上述の趣旨が明確になるよう、信用金庫法施行規則第 64 条第５項第２号の３に「又は当該業務と併せ営む銀行法第二条第十七項に規定する電子決済等代行業に係る業務」と追加して修正いたします。 　また、他の協同組織金融機関の子会社についても同様に修正いたします。

● 留意事項等（電子決済等代行業）関係

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	●留意事項等	
	▼Ⅰ．登録申請等に係る事務処理に当たっての留意事項	
223	１．（１）について、申請者が個人である場合において、登記がある場合は登記で良いのであるが、屋号については税務署等に対して提出しているものと同じ屋号を使わせるようにしていただきたい（税務情報と結び付く事は非常に重要であると考える。なお、当該の者が複数の屋号を用いて事業を行っている場合については意見しないが、金融庁（及び国税庁）側で税務情報と整合性ある形となるよう調整されたい。なお、ここで、その違反には措置及び罰則（過料百万円等でも良いと考えるが）を設けるのが適切であると考える。）。 　また、「商号、名称又は氏名」の記述において、ある個人を示すものについては、必ず「氏名」（実氏名。法務省系の思惑はともかく、その時点での本名実氏名（これについて金融庁が法務省系のやり方（旧名使用可能等）に親しむのであればそうでもよいが、名寄せ等のためには明らかに不都合が多い事を指摘しておく（法務省は法務や債権に関する実務での処理・事務の都合を、考えていないのではないかと察される。）。）。「通称」等は当然に不可（地方公共団体においてはこれ（場合により通称ですらないも	ご意見として承ります。

	の）で公的身分証明書が作成可能であったりするが、当然、本件では不適切である。）。）を記載させるようにされたい。（一部界隈においては、この事についてを疎かにしていると、債権その他周辺で問題が多発すると考えられるので。それは行政として放置しておいてはいけない事であるはずである。）	
224	1.（2）について、それでは事業者の特定に支障が生じる場合があるので（中小企業やあるいは個人事業者などは、住所変更、代表者変更、名称変更などを結構な数行っており、しかも似たような（場合により同じ）名称や住所となっている事が思った以上に多いものである。（更に法務省が会社法人等番号の固定化を（何故か）行わないでいた過去など、その履歴追跡には苦労したものであった。法人については固定した法人番号が用いられる事になったので問題はかなり解消されたが、登記の無い事業者においてはやはり混沌とした状況が依然として存在しているのが現状と観察される。））、法人の場合は必ず法人番号を提出させるようにさせ、また法人の場合は登記にある本店（又は主たる事業所の）住所、個人の場合は個人の住民票上の住所も、提出書類のいずれかにおいて必ず提出させるようにされたい。（それが行われずに登録がなされる、などというのは国として行って良い事ではないはずである。それではあまりに杜撰過ぎる。）	ご意見として承ります。
225	1.（3）について、「電子決済等代行業を行う営業に通常附帯して行われる業務」とは、たとえばどのような業務を想定しているのか、具体例をご教示いただきたい。	例えば、広告など、一般的に電子決済等代行業を営む際に附帯して行われる業務を想定しております。
226	1.（3）について、前者（他に営む業務～）については賛成である。後者（電子決済等代行業を～）及びそれ以外については、一応、反社会的あるいは違法な行為をともなう業ではない事について確認しておく記述を加える事を求める。（摘発対象になるスレスレの線での不法・違法な行為が行われていると問題であるので。個人情報や外為法に関する所でこの危険性があると考えるし、行政としてはその業務について危険防止のため一応釘を刺しておくべきであると考える。）	ご意見として承ります。
227	2.（1）①について、「定款の目的に、電子決済等代行業に係る業務が定められているか」とあるが、具体的にはどのような記載が必要か。 例えば、定款に「電子決済等代行業」が明文化される必要があるのか。それとも電子決済等代行業に当たる行為（例：代金回収、収納代行	定款の目的に、電子決済等代行業に該当する業務（例：代金回収、収納代行等）が記載されていればよく、「電子決済等代行業」という文言での明文化まで求めるものではありません。

	等）が明文化されていれば事足りるのか。	
228	2.（1）①について、「定款の目的に、電子決済等代行業に係る業務が定められているか」との記載があるが、必ずしも「電子決済等代行業に係る業務」等の記載が定款の目的として明記されることが求められている訳ではなく、実際に電子決済等代行業者として行う業務が記載されていれば、定款の改正までは必要ではないと考えてよいか。	
229	2.（2）について、施行規則第 34 条の 64 の3第2項第3号に関連して、電子決済等代行業の登録を受けようとする者が法人である場合において、同号の責任者は当該法人の代表権または代理権を有する者である必要があるかどうか明記していただけないか。	施行規則第 34 条の 64 の3第2項第3号に規定する「責任者」については、当該法人の代表権又は代理権を有する者に限定されているものではありません。
230	2.（4）について、「住民票の抄本」が地方公共団体発行の証明書原本であり、「氏名」については「通称」は不可でその時点での実氏名なのであれば、記載されている事については反対ではない。（が、抜けがあると考える。以下その記述。） しかし、この様な免許に関する申請において、提出内容に個人番号が抜けているのは不適切であると考える。 行政機関への提出となるのであるから、個人番号の記載は特段その新たな露出が発生するものではないはずであるが、金融業に関する免許にかかる（当然、結果的に税にも関係してくるはずである。）、個人の特定を確実に行っておく必要が高い申請であるので（例えば雇用保険（個人番号提出を伴う）よりも高いのではないかと考える。住所本籍変更や改名をしても追跡可能（再発行後番号の連結を行う場合もこれに含む）な様な確実性があるのが適切であるはずである。）、個人番号の提出を行わせるようにされたい。 （なお、地方公共団体発行の証明書「住民票の写し」には、本籍もであるし、個人番号の記載も可能になっているので、個人番号の提出をさせるとしても、申請者に特段負担を増やす事にはならないはずである。）	ご意見として承ります。
231	3. について、併記の形であれば特段反対ではない（当然、申請時の氏名は絶対必要であると考える。）。 しかし、後段（「なお、～」）については反対である。既に婚姻前の氏名を併記した別の書類を提出している場合にも、婚姻前の氏名のみを記載する形での解決は止められたい。基本として、新たに提出する書類には、その時点での氏	ご意見として承ります。

	名の記載が絶対必須であるはずである（そして、新たなものの記述のみで問題が発生しそうな時に行うのが併記、という解決策が適切であるはずである。これについて、法務省系の主張・方針・思惑は倒錯していると考える。）。 人によっては、何度も結婚・離婚を繰り返すのであるが、この回数が利用可能な名義を増やしたい等の目的で非常に多くなる者も存在しないではないはずであるが、その時点での氏名を調べればどの氏名が用いられるのかを（金融業の中だけでも）把握出来るようにするため、その時点での氏名は確実に記載・提出されるようにされたい。（もちろん、旧名の併記は可能であるが。）	
	▼Ⅱ．登録審査に当たっての留意事項	
232	「当該電子決済等代行業者単独では、その行う電子決済等代行業に必要な水準を満たすことができない」とあるが、「単独」とは、登録申請者である電子決済等代行業者の外部委託先（再委託等含む）も含むとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
233	「（前略）電子決済等代行業者単独では、その行う電子決済等代行業に必要な水準を満たすことができない部分があったとしても、当該業務を行うにあたって連携・協働する銀行においてその部分を分担する場合には、必要な水準を満たすものと判断する。」とあるが、これは金融機関側が認めた場合ということであり、金融機関側に分担を求めるものではないという理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
234	審査する項目の例（9）・（10）として、コンティンジェンシープランや障害発生時等の対応とあるが、銀行と電子決済等代行業者との間での契約に当たっては、FISC の「API 接続チェックリスト」に基づき、「サービス利用の制限・停止が行えること」、「利用顧客に速やかにサービス停止を通知すること」を満たせば足りるとの理解でよいか（復旧を前提に障害時の対応やコンティンジェンシープランを電子決済等代行業者に求める必要はないとの理解でよいか）。	どのような項目をどの程度審査するかについては、当該電子決済等代行業者の規模、電子決済等代行業の内容、取り扱う情報の重要度、電子決済等代行業におけるコンピュータシステムの仕組みや占める役割などの特性等によることとなります。
235	登録審査において、近年の情報漏洩事故、サイバー攻撃の高度化などを踏まえ、顧客保護を軸足として、「審査する項目の例」における（4）情報セキュリティ管理、（5）サイバーセキュリティ管理においては、法第2条第17項第1号又は第2号の別なく必須の審査項目であるべきと考える。 電子決済等代行業者においては、事故が発生し、顧客への損失補償や、サイバー攻撃による業務停止時の経営インパクトも考慮し、必須の審査項目とすべきではないか。	

236	審査する項目の例（4）情報セキュリティ管理における説明として、方針・社内規程整備、重要情報へのアクセス、情報セキュリティ管理態勢の PDCA 整備との例示がある。 旧来、このような態勢を醸成してきた金融機関と異なり、電子決済等代行業者においてこのような態勢を初期から完備することは困難と思われる。当該運用状況についても登録管理をおこなう当局が、登録審査時のみではなく、定期的なモニタリングを行っていただきたい。	ご意見として承ります。 なお、「（4）情報セキュリティ管理」を審査項目とする場合に、当該業者に関してどのような点に着目するかは、当該電子決済等代行業者の規模、電子決済等代行業の内容、取り扱う情報の重要度、電子決済等代行業におけるコンピュータシステムの仕組みや占める役割などの特性等によることとなります。
237	審査する項目の例（5）サイバーセキュリティ管理における説明として、認証方式、不正ログインなどの異常検知との例示がある。登録審査時からサービス経過とともに具備の陳腐化や、サービス拡充時の実装漏れなども想定できるため、定期的な外部セキュリティ診断などの態勢についても審査項目としていただきたい。	ご意見として承ります。 なお、「（5）サイバーセキュリティ管理」を審査項目とする場合に、当該業者に関してどのような点に着目するかは、当該電子決済等代行業者の規模、電子決済等代行業の内容、取り扱う情報の重要度、電子決済等代行業におけるコンピュータシステムの仕組みや占める役割などの特性等によることとなります。
238	審査する項目の例（5）について、「可変式パスワード」とは、電子決済等代行業者等が定めるルールの範囲内で、顧客が自ら任意に設定できるパスワードを意味していると理解して良いか。	「可変式パスワード」は、インターネットバンキングにおけるワンタイムパスワードのようなものを想定しています。ただし、「可変式パスワード」を含めて「電子決済等代行業者の登録申請時の留意事項等」に掲げられている認証方式や不正検知策は、あくまでも例示であり、これらの方式が採られていなくとも、その他の方式が採られていることにより必要なセキュリティの確保が講じられていると判断できるケースはあり得るものと考えられます。
239	電子決済等代行業者における連鎖接続先は、外部委託とは限らないが、電子決済等代行業者においては銀行と同様に連鎖接続先の管理・監督をおこなう義務があるのではないか。この点において連鎖接続先管理態勢についても審査の基準にあるべきと思われる。法第2条第 17 項第1号又は第2号のどちらかに限るものでもない。特に、電子決済等代行業者が銀行の ID・パスワード等を保管する方式を用いる場合には、利用者の想定していない範囲の情報の利用・決済の指図・借入の指図が可能となるため注意が必要である。 その具体的な審査にあたっては法第2条第 17 項第1号の行為を行う事業者に対しては、連鎖接続先・利用者ごとの上限金額が設定されているか、違法な物品役務に関する取引やマネーロンダリング・テロ資金供与に関する決済指図を受け付けない体制がとられているか、といった点について検討すべきと考えられる。また、法第2条第 17 項第2号の行為を行う事業者においては、連鎖接続先に対して提供する情報の中に、個人情報・センシティブ情報やそれらを推知させる情報が含まれていないか、含まれている場合	ご意見として承ります。 なお、銀行法においては、電子決済等代行業者に、直接、電子決済等代行業再委託者の管理・監督義務が課されているわけではありませんが、銀行と電子決済等代行業者との間の契約において、当該電子決済等代行業者が電子決済等代行業再委託者の委託を受けて法第2条第 17 項各号に掲げる行為（施行規則第1条の3の3に掲げる行為を除く。）を行う場合において、当該電子決済等代行業再委託者の業務（当該電子決済等代行業者に委託した業務に関するものに限る。）に関して当該電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該電子決済等代行業者が行う措置並びに当該電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに当該銀行が行うことができる措置に関する事項を定めることとされています（法第 52 条の 61 の 10 第2項第3号・施行規則第 34 条の 64 の 16 参照）。

	には連鎖接続先での情報セキュリティが担保されていることを十分に確認しているか、といった点について検討すべきと考えられる。	
240	電子決済等代行業者について、留意事項等に特段言及されていませんが、入口・中間管理・出口の各段階における反社会的勢力に対する対応は必須ではないのでしょうか。	留意事項等の「Ⅱ.登録審査に当たっての留意事項」では、重点を置いて審査を行う事項について記載したものであって、上記「Ⅱ.登録審査に当たっての留意事項」に記載されている事項以外であっても、電子決済等代行業者の特性を踏まえて、当該電子決済等代行業者が電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行するために必要な事項については審査を行います。

● 銀行法（銀行代理業関係）

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	●施行規則	
	▼施行規則第 34 条の 37	
241	今般の施行規則改正案においては、銀行代理業者における「貸付業務を行う場合に配置が必要な法令等遵守に係る責任者」の要件（施行規則第34条の37第1項第3号ロの改正）に関する部分について、現在の「資金の貸付け業務に3年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者」が改正され、「同等以上の能力を有すると認められる者」が削除される予定とされている。 現在、「資金の貸付け業務に従事した者と同等以上の能力を有すると認められる者」については、「企業財務の分析等に従事した経験を有する者」も該当するとされているが、「企業財務の分析等に従事した経験を有する者」については「責任者」として配置することは不可となるのか。 「企業財務の分析等に従事した経験を有する者」が「資金の貸付け業務に3年以上従事した者」と「同等以上の能力を有する」とされてきていることについては、これらの者が、資金の貸付け業務遂行に当たって重要な能力である貸付先の財務内容評価を適切に行うことができることによるものと考えられる。既存の銀行代理業参入者は、上記の要件も考慮した要員配置を行うとの内容で銀行代理業の許可を受け、当該許可を受けた内容に基づき業務を行っている。 改正案が既存業者の運営体制にも適用されると「同等以上の能力を有する」者の配置が困難となり規制強化となるため、引き続き「企業財務の分析等に従事した経験を有する者」の要件を残していただきたい。	ご指摘を踏まえ、⑴の場合に資金の貸付け業務の実務経験を加味することができることとするほか、⑴⑵いずれの場合についても、「同等以上の能力を有すると認められる者」の配置を可能とするよう条文を修正いたします。また、本改正にあわせて、関係する監督指針の形式的な修正を行います。
242	実務経験者の配置要件に関して、改正案は、「（1）当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介」を行う場合は「当座預金業務」に従事したことのある者、「（2）法第2条第14項第2号に掲げる行為（資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介）」を行う場合は「資金の貸付け業務」に従事したことのある者、とそれぞれ規定されている。この点、改正前の要件の規定においては、それぞれの行為区分に応じた業務経験に加え、「これと同等以上の能力を有すると認められる者であること」とされている。 上記⑴、⑵について、改正前と同様に「これ	

	と同等以上の能力を有すると認められる者」も含まれるとの理解でよいか。 　また、この理解でよい場合、上記(1)については、改正前と同様に、資金の貸付け業務の実務経験も加味することができるとの理解でよいか。	
243	「銀行代理業等参入要件のうち、法令等順守のための統括部署及び実務経験者の配置について要件を緩和する」と記されていることから、施行規則第 34 条の 37 第3号改正前の要件を満たす者は、改正後の「当該業務を的確に遂行することができると認められる者」であると認められると考えられるが、この理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。なお、改正前の趣旨と変わらないことを明らかにするため、「同等以上の能力を有する者」の配置が可能となるよう条文を修正いたします。
244	銀行代理業等の参入要件のうち、「法令等遵守のための統括部署」が無かったとしても、同じ機能が存在又は提供されるようにされたい。全て事業者代表者が兼任、といった形でもよいのであるが、機能として「法令等遵守のための統括」が存在するのは問題ある事である。 　また、実務経験者の配置については、経験を要するとしたものについては確実にその経験実態がある事を求めるようにしていただきたいと考える。（例えば、名義貸し的な実態があるのみで経験者という事になっているのが今現在でも存在するのではないかと思われるが、これについて、法令又はガイドライン等の記述上において、実務経験の実態が存在する事を求める記述を行うようにしていただきたい。）	ご意見として承ります。なお、改正後も、銀行代理業者等に法令等遵守のための実効的な体制整備等が求められていることに変わりはありません。また、所属銀行等も銀行代理業者等が適切に業務を遂行するよう指導することが求められています。
245	的確に業務を遂行できるかどうかの判断要素として業務経験期間以外にどのようなものを想定しているのでしょうか。例えば、研修受講等で知識を補充すること、所属銀行や外部委託先のサポートを受けることなども判断要素になるのでしょうか。	「当該業務を的確に遂行することができると認められる者」に該当するかについては、その営む特別銀行代理行為の内容に応じて個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、例えば、当座預金業務又は資金の貸付け業務と同等の業務の経験や関連する資格の保有状況などが判断要素となるものと考えられます。 　例示されている事項のうち、研修受講等で知識を補充することにより業務を的確に遂行できると認められる者となるのであれば判断要素となり得ますが、所属銀行や外部委託先のサポートは、「当該業務を的確に遂行することができる者」であるかの判断要素とはならないものと考えます。
246	責任者又は統括責任者について一律の経験期間は要求しないものの、短期間であれ過去に「業務に従事したこと」は必要であるという理解でよいでしょうか。	No.241、242 に記載のとおり、「同等以上の能力を有すると認められる者」の配置が可能となるよう条文を修正いたします。 　なお、「同等以上の能力を有すると認められる者」については、その営む特別銀行代理行為の内容に応じて個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、これらの者についても、基本的には当座預金業務又は資金の貸付け業務と同等の業務について実務経験を有している必要があ

		ると考えられます。
	▼施行規則第 34 条の 38 の2	
247	増改築等のやむを得ない理由がある場合に店舗の移動に係る届出を不要とすることに、基本として反対である。可能とするにしても、最低、「一月内で」といった期間の限定を行っていただきたい。また、元の住所宛の郵便物の事業者への到達が保証される事について確実にするよう内容追記し、その違反には措置及び罰則を定めるようにされたい。 これでは臨時の住所を使い悪事がなされる事態を助勢している様なものであると考えるが、事業内容的に営業所の位置（当然、意思表示の送達にも関係する）が届出内容と矛盾あるのは問題が大きいものであるので、上の行で記した様な形で、有限な短期でその一時的な変更が終わる事と、届出住所への連絡が行える保証をする事を求める。	ご意見として承ります。なお、ご指摘のような臨時の住所を使い悪事がなされる事態がどのようなケースを指すかは不明ですが、銀行代理業者等には、顧客保護や利用者利便確保の観点から、店舗を移動する際には予め顧客に対して周知しておくことなど、適切な対応が求められます。また、所属銀行も銀行代理業者が適切に業務を遂行するよう指導することが求められています。
	●ガイドライン	
248	「銀行代理業」に該当しない場合として、２－１①、２－１②が列挙されていますが、①又は②のいずれかに該当すれば「銀行代理業」に該当しないとの理解でよいでしょうか。	貴見のとおり、２－１①又は２－１②に該当する場合は、銀行代理業に該当しません。
249	預金の受け入れまでは行わず、口座開設のみを行う場合は、銀行代理業の適用外となるか。	一般的には、銀行のために預金口座を開設するための預金契約の締結の代理又は媒介を行う場合には、預金の受入れを行わない場合であっても、預金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介に該当し、銀行代理業に該当すると考えられます。
250	２－１①における委託は、銀行からの依頼がなく、銀行との契約締結や金銭支払がない場合には銀行代理業に該当しないと考えてよいか。	２－１①における委託の有無は、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、ご指摘のケースにおいては、通常は、２－１①における委託は無いと判断されるものと考えられます。
251	契約の条件の確定又は締結をもって経済的対価を受領するもの、経済的対価の算出方法が銀行取引の成約高に連動するとの事実があるもの等、であったとしても、契約の締結の代理又は媒介に至らない行為である場合（例えば、委託先/委託元の費用対効果の観点から上記のような経済的対価の受領方法を選択していたとしても、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅷ－３－２－１－許可の要否(3)②にある行為、サービス提供者のウェブサイト上に銀行のサービスの広告を掲載するのみの場合などで、契約の締結の代理又は媒介に至らない行為のみを行うようにする措置を講じていると認められる場合など）については、銀行代理業に該当しないとの理解	契約の締結の代理又は媒介に至らない行為を行う場合には、経済的対価の算出方法が銀行取引の成約高に連動するとの事実がある場合であっても、銀行代理業に該当しません。 他方で、一般的には、預金又は融資、為替業務に係る契約の条件の確定又は締結をもって経済的対価を受領するという事実は、契約の締結の代理又は媒介を行っているという事実を推認させるものと考えられます。

	でよいか。	
252	「媒介」について、例えば電子決済等代行業者が、利用者が作成した銀行の融資契約等の申込書を取り次ぐ際に、電子決済等代行業者が保有するデータを添付することだけをもって該当するとは判断されないと考えてよいか。	ご指摘の融資契約等の申込書の取次ぎが、資金の貸付けを内容とする契約の締結の媒介に該当するか否かは、添付するデータの内容等を含めた個別具体的な事情を踏まえて実態に即して総合的に判断されるべきものと考えられます。
253	「媒介」について、複数の銀行の紹介を企図する電子決済等代行業者が利用者からシステムを介して又はチャット等により取得した利用者情報に対して、予め利用者に示した形式的な銀行選定基準を適用して、基準に該当する銀行のHP トップページを紹介する方法は直ちには該当しないと考えてよいか。	顧客毎の属性に応じて特定の銀行を選定し、顧客に紹介する行為は、契約締結の勧誘と評価され、媒介に該当することがあり得ます。このため、個別事例ごとに、具体的にどのような行為を行うのかや、経済的対価の受領の有無・態様等を勘案して総合的に判断されるべきものと考えられます。 なお、投資商品の勧誘については、金融商品仲介業等に該当する可能性があります。
254	「媒介」について、特定の融資や投資商品の成約の可能性が高いと考える顧客に対し、ターゲティング広告を提供し、もって、特定の銀行等の融資に関するページを紹介することは、直ちに媒介に該当しないと考えてよいか。	
255	「媒介」について、電子決済等代行業者が、銀行のサービスを利用しようとする利用者に対して、例えば住宅ローンといった、特定の類型のサービスに関して説明をすることそれ自体には、直ちに該当性を肯定する事情にはならないと考えてよいか。	ご指摘のケースにおいて、個別商品の説明を行う場合は資金の貸付けを内容とする契約の締結の媒介となる可能性が高いと考えられます。 一方、住宅ローンなど各金融商品について、その仕組みや活用法等の一般的な説明を行うにとどまるものであれば、資金の貸付けを内容とする契約の締結の媒介に該当しないと考えられます。
256	「媒介」について、銀行からの対価を得ていたとしても、そもそもその他には媒介にあたるという判断につながる行為を行っていない限りは、当該対価の算定方式から媒介行為があったと推認されることはないと考えても良いか。	「媒介」に該当するか否かは、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、銀行から対価を受領しているという事実は、一般的には「媒介」を行っているとの判断となる可能性があります。
257	「媒介」について、銀行代理業の媒介は貸金業の媒介概念と同一と考えてよいか。	銀行代理業の「媒介」と貸金業の「媒介」の適用関係は、それぞれの法律に基づき判断されることとなります。
258	銀行にシステムを提供する際、システム利用の人数、又はPV（ページビュー）等に連動したシステム利用料を、銀行から受領することは銀行代理業における「経済的対価」に該当するか。	銀行代理業における「経済的対価」の該当性については、具体的には、個別事例ごとに「契約の条件又は締結に関与する対価」かどうかを判断することになります。ご指摘の事例におけるシステム利用料、広告料、広告掲載料が、実質的にも、単なるシステム利用料、広告料、広告掲載料と認められるのであれば、「契約の条件又は締結に関与する対価」に該当しないものと考えられます。
259	広告料においては、広告に関してリンクを張り付けし、そのリンクを踏んだ回数に応じて銀行に対して従量課金することは銀行代理業における「経済的対価」に該当するか。	
260	銀行口座開設に関する広告を行った事業者が、口座開設を希望する者の情報（住所、連絡先、氏名等）を本人からの同意に基づいて銀行に伝えた場合に、成約高に連動しない広告掲載料を銀行から受領しても、「銀行のために」の要	

	件を満たさず、銀行代理業には該当しないということで良いか。 なお、実際の口座開設契約は銀行が希望者と直接連絡をとった上で、銀行で行うものとする。	
261	銀行へ情報提供を行う事業者に対して、銀行から支払う情報提供料については、情報の人数、量に応じて提供する金額を変更する方式で算出されることは銀行代理業における「経済的対価」に該当するか。	銀行代理業における「経済的対価」の該当性については、具体的には、個別事例ごとに「契約の条件又は締結に関与する対価」かどうかを判断することになります。 ご指摘の事例における情報提供料が、実質的にも、単なる情報提供の対価であると認められるのであれば、「契約の条件又は締結に関与する対価」に該当しないものと考えられます。
262	「サービス提供者に対する顧客等からの手数料を、利用者利便の観点から、顧客等に説明した上で銀行がまとめて徴収し」との点については、どのような方法により適正な手数料であるかどうかを判断するか。 また、まとめての支払いには一般的に利用者利便があると推定されるが、利用者利便に関係ないと判断される場合として想定するものがあるか。	銀行と銀行代理業者との契約の個々の内容によって実態に即して判断されることになりますが、サービス提供者が顧客から徴収すべきものを、銀行が利用者利便の観点から代わって徴収していることが認められる場合は、当該経済的対価が銀行代理行為に係る契約の条件の確定又は締結に関与する対価には該当しないと考えられます。
263	経済的対価が成約高（預金残高・口座数、与信残高・件数、為替取引額・件数）に連動する場合（いわゆる成功報酬ベース）には、銀行代理行為に該当することを推認させるとされている点がどこまで適用されるのか。例えば、銀行のために、個別の預金契約の締結の代理・媒介や資金の貸付けに係る契約の締結の代理・媒介にはかかわらないものの、顧客紹介行為をする事業者が成約高ベース（成功報酬ベース）で報酬を受領する場合には、銀行代理業を営んでいると推認されると解釈されてしまうのか。そうすると、実務対応としては、成約にかかわらず、紹介の件数ごとに定額の報酬を支払うことが望ましいということになるのか。	顧客紹介行為が、預金若しくは定期積金等の受入、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介に該当するか否かは、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、成功報酬ベースで経済的対価が支払われているという事実は、顧客紹介行為が上記代理又は媒介に該当することを推認させるものと考えられます。 ただし、成功報酬ベースで経済的対価が支払われている場合であっても、別途の事情により、上記代理又は媒介に当たらないことが明らかな場合には、銀行代理業に該当すると判断されるものではありません。
264	「経済的対価の算出方法が銀行取引の成約高に連動するとの事実は、当該経済的対価が銀行代理行為に係る契約の条件の確定又は締結に関与する対価であることを推認させることに留意する。」とありますが、推認を覆す事情としてはどのようなものを想定しておられるでしょうか。	当該対価の名目ではなく実質に着目して判断した結果、２－２に掲げたケースに該当する場合等が考えられます。